

に相当し、120斤のトウモロコシと交換された。また1斤のアヘンは5斤の塩、あるいは10斤の飯米に相当し、15~20両のアヘンで「火銃」1丁が手に入った。しかし1950年に共産党の統治下に入ると、ケシ栽培は厳禁され、栽培されなくなった。

1947年から49年にかけては蒲渓村に来る漢族の数が最も多かった時期で、年に100人を越えていた。彼らは塩や針糸、木綿布、草履、油、紙類（紙銭用）などを持ってきて、漢方薬材と交換した。大蒲渓にも何人かの漢族が住みついた。村の入り口付近に家を買って一家8人で住み着いたアヘン商人がいたが、共産党軍が村に来る直前に、一家は出身の灌県に逃走した。また貧しい漢族は廟守りや「長工」になった。このうちの2人は革命運動の中で殺された。以来、村に定住する漢族はない。

当時、村を襲った災害で記憶にあるのはつぎのようである。1932年、韓姓と王姓の者が森の一部を焼いて獣を追い立てようとしたが、その火が森全体に広がって7日間燃え続け、森を焼き尽くした。「火地」を作っていたものと思われる。1945年の5~6月にかけては虫害（「粘虫・毛虫」）があり、農作物が全滅した。各戸から半斤のブタの油と1升の穀物を供出し、シピを招いて全村あげて駆害儀式を行い、さらにコノテガシワを燃やし、シピに祈念してもらった旗を畠ごとに立て、河原の砂を撒いた結果、虫害はいくらかおさまった。1947年には流行性感冒がはやって住民の約30パーセントが死んだ。1948年には、扎果老と郭雲龍の2人を首領とした100人を越える「土匪」⁸⁾が大蒲渓を襲った。住民は団結して抵抗したが、多くの家畜や穀物を奪われた。当時、一人や数人、あるいは多人数の「土匪」が村をしばしば襲った。

（2）大蒲渓の父系親族集団

大蒲渓の父系親族集団は、それぞれが共通の漢式の姓と戸別の「房名」⁹⁾をもつ。「房名」とは、伝来のチャン語による家の呼称である。理県龍渓の余端公によれば、龍渓には回龍寺の鐘に会首として「毛耳己」「余約己」「何我勺」「貼木人」などの文字が刻まれており、それが「房名」である、「房名」は日常生活でも1950年代までは使われていた、という。現在、チャン族の公式の姓はすべて漢式であるが、チャン族の漢式の姓には、「余約己」という「房名」のyo音をとった例のように、「房名」に由来してつけられたものが少なくない。

漢式の姓は、漢族の政治的・社会的支配の浸透とともにあって公的な必要性から普及していく。乾隆17年（1752）に雜谷腦土司が「改土帰流」され、民国期に「团丁制」「保甲制」が施行されると、チャン族にも徵税や兵役の義務が強制されるようになった。チャン族社会における漢式の姓の使用は、このような「納稅や兵役、子弟の進学、漢族社会で活動する場合に蔑視を受けないようにするために」などの理由から始まったといわれる。記録によれば、蒲渓十寨のチャン族は戦時には夫役のために徵用され、「草履兵」という蔑称でよばれて苛酷な扱いを受けたとある。またかつての大地主の余姓のような場合は、墓碑に清代

嘉慶（1796～1820）の年号を刻み、子弟を成都に遊学させて科挙を受験させるなど、同族における支配者として漢族社会へ積極的に参入することを意図していたとみられる。このように大蒲渓においても、余姓のようなチャン族上層部は支配者側の象徴として比較的早期に漢姓をとり入れており、また大多数の住民は為政者側からの戸籍作成などの要求のもとで用いるにいたったと推測される。

大蒲渓に現存する漢式の姓は、あわせて11で、韓姓が40戸、王姓が10戸、楊姓が3戸、祁姓が2戸、余・徐・左・程が各1戸である。これらは、現存する「火墳」の状況やつぎのような理由から韓、王A、王B、楊の4つの父系親族集団に大別される。当地の「火墳」は、韓姓が1つ、王姓が2つ、雜姓が1つの計4つである。韓、王、楊以外の徐・左・程らはそれぞれ韓、余、王の各姓に集落外から婿入りした者で、祁も韓姓出身であったのが大寒寨へ婿入りの後に改姓した者である。また王姓の2集団は、後述するように出身が全く異なっている。

これら4つ父系親族集団について、蒲渓村の古者はその移住と発展の歴史をつぎのように語り伝えている。

かつて大蒲渓は、このあたりで最も肥沃な土地であった。最初に来たのは韓の一族である。昔、成都の近くに住んでいた韓姓の祖先は、戦乱を逃れ、3人の兄弟がそれぞれ家族を連れて蒲渓溝にたどり着いた。兄弟は、大蒲渓に野生のチンク一麦が良く自生していたのを見て落ち着くことを決め、それぞれが「火墳」を3つ定めた。後にこれらの火墳は現存の1つにまとめられたが、なぜそうなったかはわからない。現存の火墳は、集落の入り口の所に立つ大樹の下にある。そこは犠牲用のヤクが刃物で首を切られた時に、血を流しながら辿り着いて息絶えた場所である。これが彼らの「火墳」の決め方である。

韓姓は、その後、順調に人口を増やし、現在では大蒲渓全体の73パーセントを占める最多集団となった（図18）。韓姓は、また経済的にも他集団より優勢であった。20世紀初頭には集落内に地主が3人いたが、すべてが韓姓であり、この3家族で集落全体の耕地の50～70パーセントを占有した。特に最も勢力のあった韓Aは屋敷を大蒲渓と半坡に2ヵ所ずつ持ち、民国時代には保長として蒲渓村と休渓村の徵税を担当した。しかし1950年代初め、村に共産党が来て追及されるのを恐れ、山中に逃れる途中で崖から落ちて死んでしまった。

王Aは韓姓と同じくらい古い歴史をもつが、具体的な伝説はわからない（図19）。しかし能力の高いシピが一族から何人かでており、人民共和国成立以降は郷や村の幹部を輩出している。おそらく韓姓と対抗できる集団でありながら経済的にあまりめぐまれなかつたために、共和国成立以降はかえって「出身がよい」ということで地域政治の要職を占める者を多くだしたのではないかと思われる。しかし韓姓と王A姓は互いに長期にわたって通婚関係にあり、家どうしの日常の往来も頻繁で、家人ではない誰かがよく出入りしている。

楊姓は、故郷の色爾村で人口が増えすぎて生活ができなくなつたために、約300年前の

明末清初の頃に当地まで流れてきた。しかし大蒲渓にはすでに先住の韓姓と王姓が定住していたために、大蒲渓から1キロほど山頂よりの緩やかな斜面に大寒寨を開き、その地に楊姓の「火墳」をつくった。その後、彼らは大蒲渓の韓姓や王A姓と通婚し、大蒲渓の住民と密接な婚戚関係を形成していった。しかし人口増加のために耕地が不足するようになり、20世紀初め再びその一部が婚戚関係をたよって大蒲渓に移住した。ただし移住したとはいえ彼らの帰属意識は依然として大寒にあるために、現在も葬儀は大寒で行い、一族の「火墳」で荼毘にふされる。

余姓は、現存のそれではなく、かつて大地主をだした余姓について伝えられた話がある。彼らは韓姓や王姓の祖先よりもかなりおくれて当地に来たため、先住者のいる大蒲渓をさけて麓近くの半坡寨に定住し、土地の開拓と拡張に努めた。ついには大蒲渓のそれに匹敵するくらいの耕地を所有するようになり、子供の誕生祝いの時にはブタ十数頭を殺して村人全員を招き、何日にもわたって宴会を開くほど富裕になった。また子弟の一人を成都に遊学させて「生員」の資格を得させた¹⁰⁾。半坡寨の住民はほとんどが余家から耕地を借りた。しかし民国初期に土地の税金の徴収をめぐって3人を殺してしまい、訴えられて敗訴した。財産を没収された戸主は岩洞に住み着いたまま死に、家系が途絶えた。このように余姓は後発集団でありながら大地主となって勢力をのばした。また子弟に科挙を受験させようとしたことからもうかがわれるよう、その発想や行為はチャン族のそれではない。余姓の祖先は、当時、漢方薬材やアヘンを求めてやってきた漢族ではなかつたかと思われる。

王Bは大蒲渓の父系親族集団の中で最も新しい集団である(図20)。故郷の甘堡郷爾布での生活が苦しくなったために1994年に母方の親類を頼って一家で移住してきたという。

このような歴史は、現在の家屋分布状況(図17)にもよく反映されている。古老によれば、当地の居住区域はこれまで火災やその他の災いなどによる大きな変化を受けていないという。図17によれば、上寨は1軒の王姓以外はすべて韓姓である。この王姓は、外部に移っていった韓某の家を譲り受け1960年にここに住むようになった。これに対して下寨は、韓、王A、王B、楊などの複数の複数の集団がそれぞれまとまって分布している。西端の山側に王A姓が位置し、上寨よりの東側には韓姓、中央には元保長の韓一族の家屋がある。上寨と下寨にはそれぞれ水源となる湧き水や溜め池があり、韓姓と王A姓はこれらの水源を中心として東西に分かれて住み着いている。

後発の楊姓や王B姓、現在の余姓の家屋は集落の周縁部に位置している。このうち王B姓は当地に来てまだ2代目であり、大寒寨にいる母方の楊姓が一番近い親戚であるためか、大蒲渓内での他の住民、すなわち韓姓と王A姓との日常的な往来はそれほど頻繁ではない。余姓も当地に来て2代目である。その家屋は、民国時代に村に来てケシの栽培と売買をした陳という漢族のアヘン商人が所有していたものである。陳は人民共和国の成立直前に灌

県に逃げたという。楊姓は大寒から人口圧のために移住してきた者で、日頃の親戚づきあいもむしろ大寒との方が多いようである。

以上のように、大蒲渓は韓姓と王A姓の2集団を中心に発展してきた社会である。村内の経済や政治上の勢力については、つぎのような相互関係がみられる。韓姓は順調に人口を増やし耕地を拡大して最も勢力を持った。なかでも韓A姓の3人の地主は兄弟および叔父甥の関係にあって民国時代には「保長」を務め、地方政治の末端に参画することで一層の権力集中をはかった。保長は主に税の徴収について大きな権限を託されていたからである。当時の税は1畝あたり平均して4~5斤の穀物（主にトウモロコシ）であったが、数量その他の決定は保長の裁量であった。

王久清によれば、当時、住民のほとんどがわずかな土地しか所有していなかったために、地主から耕地を借りて地代を作物で納めた。地代は年に1畝あたり3斗（約80斤）であったが、畝あたりの生産高は200~300斤にすぎなかったから、収穫の約3~4割を収めていたことになる。例えば王久清家では、5人家族で20畝の耕地を耕していたが、大部分は地主から借りたもので、年に22担（約2000斤）を物納した。残りを自家食用としたが、それは5人がようやく自給できるかどうかという程度であり、彼の父と兄は山に薬草採集について現金収入を得、家計の足しにした。ほとんどの住民がそのような暮らしであったという。このように大蒲渓では経済的にも政治的に、その勢力は富をますます集中させていった3人の地主たちとそれ以外に大きく二分されていった。

（3）大蒲渓の婚戚関係

チャン族社会では、同一父系親族集団内の婚姻は禁じられており、複姓の共住は同一集落内に外婚集団があることを意味している。それは、婚姻が女性の婚出という形態をとることの多いチャン族にとって経済的にも心情的にも適っていた。女性は農業や家畜の世話を担い、家庭経済の主な労働力であるために、女性の婚出が同一集落内や近隣であれば婚家と実家の耕牛の共有や労働力の交換もスムーズであり、労働力の変化を最小限に抑えることができるからである。また彼らの婚姻では、「親上加親」¹¹⁾という言葉が示すように母方との婚族関係は幾つにも重ねることがよいとみなされていたために、相手を選ぶ時はまず母方の中から探す慣習があった。このような婚姻慣習は、背景に経済的側面ももっていたと思われる。

大蒲渓では、韓姓とその他の姓の間では経済的な差はあったが、婚姻については原則として対等であった。よって王A姓およびその他の姓は、韓Aをはじめとする韓姓に対して常に対等の外婚集団であった（図21）。特に韓姓と王A姓の間には、長い年月をかけて重ねた密な姻戚関係が形成されている。それは、例えば王もと村長の婚姻の場合にみられる。王相泉は、幼い頃、韓姓の長老の仲介で解放前の韓「保長」の娘、韓水珍と婚約が決められており、文革中に結婚した。当時は共産党の政治的強制力が極めて強く、「出身が良くな

い」とみなされた一族の中には度重なる政治運動の中で婚期を逃す者も少なくなかった。多くの少数民族地区でそのような状況であった中で、大蒲渓では韓姓と王A姓との関係が従来どおり続いていることはその親族関係の長い歴史をうかがわせるものであろう。

ただし韓A姓については、同一集落内との親族関係に加えて、郷内や十寨内、あるいはそれを越えた婚姻関係がみられる。それは「門当戸対」に基づく他地域の地主・富裕層との婚姻であり、韓A姓についてはより広い地域の上層とのネットワークがあつたと思われる。

しかし近年は婚姻による移動が変わってきた。従来の婚姻は、下寨と上寨と大寨の間でほぼ40~70パーセント弱が行われてきた(表10)。これは同姓不婚を原則とした集落内の比率としてもかなり高く、その結果、異なる家族間で兄弟姉妹を交換して2つ以上の婚姻関係を成立させる「換婚」も少なくなかった(図22)。「換婚」には、労働力の交換という一面からみれば両家ともに元來の家族構成に基本的な変化はなく、むしろ集落内での労働の互助関係が強まるという有利さがあった。

また当地では男性の婿入り(「上門」)¹²⁾も盛んである(表11)。一般に、婚出する男性側は家が貧しいか兄弟が多い場合が多く、婿をとる女性側は一人娘や姉妹のみで男子がないなどたり、いても幼い場合が多い。このような「上門」は、チャン族地区では民国時代の文献にもたびたび記されるように古くから盛んであり、「換婚」とともに、人口と耕地のバランスの適度な維持のために重要な役割をはたしてきたと考えられる。すなわち「上門」はもともと耕地に制限のある山間部という自然条件の中で、貧窮化に繋がる兄弟の分家を避け、しかも出生率や子供が成人する比率の極めて低かった過去において早めに労働力を確保するための有効な手段であったといえる。

近年は、交通の発達や経済活動範囲の拡大によって通婚範囲もかつてより広くなっている。特に1954年に成阿公路が開通してからは、主な出稼ぎ先が漢族地区からチベット族地区へと変わり、チベット族地区への婿入りが増えている。チャン族の出稼ぎは、かつては漢族地区への井戸掘りや堤防工事であったが、共和国成立後はチベット族地区への家造りや廟建築の石匠、木材の切りだし人夫として出る者が多くなった。チベット族地区では、従来から出家などの理由から男性の数が恒常に不足しており、他民族の男性を婿に迎えることが少なくなかった。また婚姻形態も女性と男性の婚出がほぼ半々におこなわれており、チャン族地区より概して豊かであった。よって近年は、チベット族へのチャン族の婿入りが増えている。

以上のように、大蒲渓では住民の大部分が父方母方の幾重もの親戚関係でつながっている。それはまた、個人の行動がそれらの親族によって道徳的に強く規制されていることを意味している。特に母方オジは、現在でも姻戚の年少者の行動に対して監督指導する習慣があり、大きな発言力をもっている¹³⁾。

3. 蒲溪村の運営と習慣法

民国時代、蒲溪村には政府に任命された1人の保長と、5つの各集落でそれぞれ住民に選ばれた甲長がいた。保長の主な仕事は税の徵収であり、現地の「有錢有勢」の者が任命された。また全体の決まりごとである「村規民約」¹⁴⁾が慣例にならって保長と甲長によって決められ、年末に各戸の代表者全員が集まる会合で承認された。内容は窃盗や強盗、傷害事件の禁止、姦通の禁止、乱伐の禁止、神山での伐採の禁止、森林の保護などであり、違反者には処罰が課せられた。例えば乱伐の場合は、樹木1本につき50斤の酒とヤギ1匹を準備して宴を開き、村人に謝罪した。窃盗の場合は、廟の梁に違反者を吊るして、村人全員が枝で打ち据えたという〔俞栄根主編 2000:200〕。また村外の者が無断で村内の山で漢方薬材を採取したり、薪を刈ることは厳禁であり、発覚した場合は、村規に準じた罰が本人の家族や出身村にもとめられた。

人民共和国が成立してからは、村内の政治的な勢力関係は従来とは全くかわった。かつての「保長」という名は批判の対象となって、韓A姓の者は公職から遠ざけられた。地主であった一族は財産を没収され、土地は住民に再分配された。かわって村民委員会という新たな一団が村の運営の中心となった。村民委員会の構成員は、党書記、村長、会計、婦女主任、民兵連長、青年団支部書記、各生産小組（集落）の組長である。主にかつて貧農であった王A姓出身者が村の役職者や各地の郷長を占めた（図19）。また構成員は各集落の組長以外は大蒲溪から選出されており、実質的に、村の運営は大蒲溪を中心として動いてきた。しかし2001年にこれまでの王村長が退いた後は、はじめて半坡から新村長が選ばれた。経済的に豊かになりつつある半坡の村内での発言力の向上を反映している。

村民委員会の仕事は、郷政府からの通達事項の住民への伝達や、全村の収税、村所有の財産（主にヤク）の管理、道路工事などの公共事業の組織、春の耕作の時期や生産条項の決定などによぶ。村有財産としては、ヤクが220頭あり、半坡の韓某と上寨の韓某、大寨の王某の3人に年に600元の基本賃金を支払って請け負わせている。ヤクは、主に省内の彭県の肉類加工場に売る。インフラ整備としては、政府の資金援助と村民の労力・資金の供出により、つぎのような成果がある。1985年に電気を引き、1990年に国家から資金の70パーセントの援助を得て大蒲溪に山の湧き水から共同水道を引いた、1993年に小学校の裏手に廟を建てた、1996に戸別に水道を引いた、2000年から2000年の農閑期を利用して、各戸から10日間の労力提供と政府から3万元の支援をうけて小学校を建てなおした。そして最大の成果が、1997年から2001年にかけての農閑期を利用して麓の河壩から自動車道を開通させたことである。幅2メートル弱の車道であるが、農産物のトラック輸送が可能になったことで質のよい、月おくれの白菜やタマネギなどの都市むけ野菜の供給がみこまれている。

また蒲溪郷および蒲溪村には、婚姻と葬式に関して「移風易俗」（古い風俗習慣を改める）を目的とした「理蒲溪郷紅白事理事会章程」5章13条が定あり、1989年には「理県蒲溪村訂郷規民約」6条、1991年に「理県蒲溪郷郷規民約」23条が定められた〔愈栄根主編 2000：591-601〕。

1989年に宣布された蒲溪村の「郷規民約」6条の内容は、つぎのようである。

第1条 （田管理制度）種まきと収穫時に家畜が畑に入ることを禁じる。違反した場合は賠償する。食糧1株につきトウモロコシ1斤、ジャガイモ1株につきジャガイモ5斤、豆類11株につき豆0.5斤。

第2条 （封山制度）神山などでは堆肥を集めるのはよいが、樹木の伐採や薪を刈つてはいけない。違反した場合は薪ひと背負いにつき5～10元、樹木1本につき25～35元の罰金。

第3条 （紅白喜事規定）結婚式の酒席は3日以上、3卓以上は禁止、葬式は5日以上、5卓以上は禁止である。違反した場合は1卓につき10～15元の罰金。

第4条 「年猪」（年末にブタを殺して保存肉を作る）時の「転々酒」の禁止、違反した場合は客の数および1卓につき10～15元の罰金。

第5条 もめ事の調停を村民調停委員会が行う場合、双方が手続き費としてそれぞれ10～20元、調停委員に日当10～20元を支払う。

第6条 村内の公共の仕事には各戸は必ず労働力を出さなければならない。ただし労働力がない、教師、成年男子が出稼ぎに出ている場合はよい。

これらは日常生活を反映した、身近な必要事項についてのめやすであり、具体的な罰則も決められている。しかし違反者の罰則規定の執行については、ほとんどなされていないと思われる。1、2、5、6条は非常時を除いてほぼ守られており、3、4条の冠婚葬祭についてはこれらの数字はほとんど意味がない。とくに葬式については、家庭にとっても、村にとっても最大のイベントとして執り行われており、結婚式も平均70～80卓を準備する。ただし結婚式については、90年代中期頃から徐々に簡略化されているという。

ところでチャン族社会における秩序の維持については、以上のべたように村民委員会や村民調停委員会、「郷規民約」および国家の法律や裁判所がある。しかし地域内の生活においては、日常的なもめごとや事件はむしろ伝統的な「老規矩」や「老民」によって解決されることが少なくない。「老民」とは、地域社会において名望と威信がある長老で、人として正直で公平である、自民族の歴史や伝統に対して豊富な知識をもつ、特に弁舌にすぐれ、もめごとを調停する能力があるなどの条件を備えた人物で、様々なもめごとの調停に重要な働きをしてきた。背景には、チャン族社会が現在も老人を先人の知恵の伝承者として敬い、その意見を重視していること、日常生活においては公の法律や規則よりも、むしろ伝来の「習慣法」によって解決することを望む傾向が現在も強いことにある。「老民」は役人

とともに、あるいは単独で常に事件の処理にあたり、「老民最厲害、沒有処理不了的事」（老民は最も力を及ぼすことができる、処理できない事件はないのだから）といわれてきた。その影響力は、現在においても小さくない。

例えば1973年11月、神樹林のあるニアク神山で薪刈りをしていた王某が誤って韓某の頭上に石を落として重傷を負わせた事件である。韓家の長老であった韓廷玉は、加害者の王某も韓家出身であったことから、急いで一族会議を開いて王某に医療費を負担させることを決め、王某側をなだめた。事件は内部のこととして処理され、傷害事件として公の法律で裁かれるることはなかった。村内および郷内の住民はみなこの処置を妥当だと判断し、不服を唱える者はなかったという〔愈栄根主編 2000：602-603〕。

またそれは1994年時の村長以下の役職者にも反映されており、委員会が村の調停者としての伝統的な役割も果たしていることがうかがわれる。村長の王相泉は、父でもある前々村長から1983年の人民公社解体時以来村長の役を引き継いだが、父はシピとして近隣では最も名声が高く、親子2代にわたって住民の信望が厚い。王前村長のもとには、現在でも村民から様々な相談事がもちこまれている。また彼らの属する王Aは、共和国成立以来複数の公職者をだしており、特に元郷長の王定相は王久清とともに村の長老として尊敬されている。

おわりに

大蒲渓では、かつても現在もいわゆる「大事件」はほとんどおこっていない。集落内は父系親族と婚戚関係が幾重にもからまつておらず、それが強い道徳的抑止力をもっていたからである。住民は日常の様々なもめごとや苦情は村長や一族の長老のところに持ち込み、対外的なことがらについては村長や党書記の王福が村を代表してかけ合うことになっている。彼らによれば、各家庭の経済状態や家族の状況は集落の長や長老に実に細かく知られているために、一族や集落全体に影響力をもつ人物が村の役職にあると、住民間のケンカや犯罪発生の歯止めになるのだという。蒲渓郷内に公安（日本の警察にあたる）に匹敵する機関や人物がないことは、それをよく物語っている。換言すれば、これまで蒲渓村においても政治的経済的に大きな変化があったにもかかわらず、集落内の人間関係や伝統的な道徳観は依然として根強いことがうかがわれる。

註

- 1) [四川省編輯組 1986：9-10]によれば、中華人民共和国成立以前、理県の雜谷腦から來蘇一帯には、いくつかの巨大資本による伐採場が經營されていた。「松秦木号」(1930年)、「茂森公木号」(1938年)、「秦和木号」(1932年)、「有利木号」「利川實業股分有限公司」「利記子号」など

である。それらは民国初年以来、次々に設立された。伐採した木材を岷江に流し、成都まで運んだ。伐採工や「漂工」のほとんどが漢族地区からやってくる労働者であった。阿壩州档案資料によれば、「森林伐採による高利はすべて外地人に占領され、百里内の森林は伐り尽くされ、百里外もやがては同じになろうとしている。許可なく木材を伐採したり売買する者は後を断たず、数百人に及ぶ「漂工」は、材木を流すことで流域の土地や橋、道路を荒らし、数千人に対する伐採工の食料は日に数十石を越え、地元のトウモロコシの値段を押し上げた」という。

[東亜同文会支那省別全誌刊行会 1936b : 154-157]によれば、岷江流域の松潘・理番・茂・汶川・靖化の各県および撫邊地方は禿山が多く、灌木、雜木が繁殖しているにすぎないが、理県のみは森林資源が豊富で、近年、灌県や成都の建築建材の多くは理県産である。木材はマツ・スギ・クス・コノテガシワなどが主で、原産地から灌県や生徒まで運ぶのに岷江の水運が利用され、約4ヶ月要する。……灌県の材木業者たちは岷江流域の各県にそれぞれ人を派遣し、山林を買収して伐採し、毎年春の雪解け時期に材木を筏に組んで岷江に流し、灌県の紫坪堡まで運んだ。1937年に流下された筏数は1400、約70万元に相当した。

- 2) [東亜同文会支那省別全誌刊行会 1941b : 372-378]によれば、四川省では特に西部地方即ち青海南部山脈と岷山山脈の松潘、理番、茂県、汶川、懋功、撫邊、綏靖、崇化、灌県等が、丘陵性平原で土地が肥沃なために特殊な薬材の産地として有名である。理番では「貝母」や「虫草」、「羌活」など30余種が採取される。[四川省編輯組 1986 : 7-8]によれば、清末民初の頃薬材の採取が極めて盛んで、安岳や遂寧などの外地から理番に薬材採取に来る者は毎年千人を越えた。1935年以降は安岳や樂至などから来る者が多く、薛城鎮付近の山だけでも年間100人を越えた。
- 3) [冉光榮・李紹明・周錫銀 1985 : 210-213]、[馬長寿 1984 : 166-194]、[茂汶羌族自治縣概況編寫組 1985 : 6-15]。
- 4) [邊政設計委員会編 1940b : 9]の補「第十六区專員謝培筠報告」によれば、「理県属部落、舊有三番、四士、五屯、九桔之別」とある。また同書11-12頁に引く「四川建設廳川西北懇牧區調査報告」には「理番所屬、極為複雜、除漢回以外、生番、熟番、嘉絨、羌、及傳裸子均有、計可分為生番、熟番（通稱三番）、四土、五屯、六里、九桔、及十寨……十寨在蒲溪溝、計分十寨、亦係番民、早已投誠」と記す。さらに同書27頁に引用の謝培筠『川西邊事輯覽』には「十寨在理城之西、沱江之右岸、即蒲溪十寨、亦早投誠、其人民恒着黑絨背心、長與面杉齊、力役之征多由彼輩任之、均由縣府直轄、凡番、桔、寨、人多通漢語、然亦各有一種語言、與黑水話相近」とある。
- 5) 本来は当時の民營学校の教師のことを意味するが、現在は政府に採用された公立学校の教師（「公辦教師」）に対して行政村に雇用された教師をいう。「公辦教師」よりも給料が低い。人民公社時代には人民公社の資金で設立された「民辦中学」の教師をさした。当時の月給は国から補助金15.5元を加えて約30~50元にすぎず、普段は公社員と同様に「責任田」を分配されて農作業も行った。
- 6) 家屋の新築や老人の棺桶をつくる時（一般に60歳をすぎてから子供達が準備を始める）、郷内の山中から木材を切り出す。住民は郷政府に申請して木材1立方メートルあたり20元を支払わなければならない。しかし実際は少なくとも1度に7~8立方メートルを切り出しているにもかかわらず、最初に20元だけを負担して、あとはほとんど当事者の自由な伐採にまかされている。ただし住民間には暗黙の了解があって、全く無制限に切り出されてはいない。
- 7) 「雪靈堡」ともいう。理県と汶川、小金の3県境にあるチャン族の聖地。チャン族の伝説では、チャン族の始祖ムジジョが下界に降りた時に最初にこの山に足をおとした。またシピ（宗教職能者）の祖師アパムラにも天界からこの山におり、ここでしばらく休んだ。汶川県綿池郷のシピ王治國によれば、正規の法事を行う時に唱える「正經十二部」の中の「ボ」は、屋上の「ナ

第2章 蒲渓チャン族郷蒲渓村の形成と運営

「ヘシ」（白石を置いた石塔）を新しくする祭に唱するが、「ナヘシ」に挿すスギの枝は「雪龍堡」を表すという〔四川省編輯組 1986 : 136-140〕。頂上には「海子」があって雨乞いに靈力があるともいう〔邊政設訂委員会編 1940c : 3〕。

- 8) [祝世徳纂修 1945 : 9、汶川禁政治安説]によれば、民国 29 年（1940）以前の「匪徒」は、比較的小規模のグループで刀や「土槍」などを武器に商人の荷物を略奪することが多かった。しかし 1940 年にはいってからのそれは多人数で隊を組み、銃を持った「烟匪」（「烟幫」アヘン運搬業者）が増加した。「烟幫」には軍務経験者がいて武装につとめており、また地方の有力者や役人となつがっていたために、一掃することは困難であった。アヘンの運搬をめぐる「禁政」および「烟匪」は汶川、茂県、理番、松潘一帯の治安の不安定をうむ大きな要因であった。
- 9) 1951 年、理県龍溪郷龍溪寨の余シピ（宗教職能者 76 歳）によれば、当時使用されていた「房名」としては「毛耳己・耿家己・余約己・哭吾己・何耳己」などがあり、それぞれの漢姓は「毛・耽陳・余・荀・余」である。また同寨の回龍寺の鐘には「毛耳己・何我勺・耿家己・羅己保」の房名が刻まれており、同地の「火墳碑」（火葬場に立てた石碑）には「毛耳志・勉伍志・何必志・賴宝志（乾隆 35 年）」の房名がみえる。〔西南民族学院民族研究所編 1984b : 121-122〕。
- 10) 清代の教育については〔王綱 1991 : 1020-1070〕に詳しい。清王朝は、少数民族の反乱を防ぐためにその上層部の教化、すなわち漢民族の文化を学ばせることによって「漢化」することにつとめた。具体的には雍正 12 年（1734）と乾隆 24 年（1759）に条例をだして、省内の府、州、県に設置された府学・州学・庁学・縣学・衛学に少数民族からつとめて「生童」を入学させ、「科举」において同一にあつかうこととし、さらに「四譯館西番書」にもとづいて「番書」を採集し、言葉の誤翻訳を避けるよう努力する、などが行われた。「生童」とは「生員」（院考に合格して府州県学の学生となった者）と「童生」（府州県学に入學して生員の資格を得る考試に応ずる者）のこと。なお清代の科举は、鄉試、会試、殿試（及第者は「進士」）の三層制で、鄉試は 3 年に 1 回各省の省城で行い、資格は「生員」（府・州・縣学の学生で「秀才」ともいう）および生員以下で、及第者を「舉人」といった。会試は鄉試の翌年北京で行い、合格第 1 を「解元」、第 2 から第 5 までを「經解」、第 6 から第 8 までを「會魁」、以下を「貢士」とよんだ。殿試は天子みずから保和殿で行い、成績順に「狀元」「榜眼」「探花」、以下を「進士」とよんだ。チャン族からは「舉人」がでたとも伝えられる。
- 11) 「親上加親、雪上加凌」「親上重視」「還骨頭」ともいう。結婚にあたっては息子と母方の兄弟の娘、娘の父方の息子との組み合わせが優先された。現在でも蒲渓村下寨だけで 2 例ある。汶川県綿池郷簇頭寨での結婚式（1983 年）では、「紅爺」（仲人）が「接親詞」の中で「几代親戚常来往」と唱った〔四川省編輯組 1986 : 191〕。
- 12) 媚入り（「上門」）は、チャン族地区ではよく見られる婚姻の形式である。一般には、女性側に息子がいなかつたり、息子が幼くて労働力が不足している場合や他者に自家の財産をうばわれないために行う。男性側には兄弟が多かつたり、自家の耕地が少なくて貧しいなどの事情があった〔西南民族学院民族研究所編 1984b : 130-131〕。複数の兄弟がいる場合、チャン族における財産継承は原則として兄弟の均等分配であることから、現状の耕地の規模を維持するために、まず媚入り先を探し、分家ができるだけ避けるようにした。また〔漢周 1935 : 177〕には、チャン族の婚姻形式には女性の婚出と男性の婚入の 2 種類があり、どちらをとるかはどちらが富裕であるかによって決まる、儀式の形式や規模はほぼ同様、と記す。1992 年の大蒲渓での聞き取りによれば、87 例の婚姻のうち男性の婚出が 8 例、男性の婚入が 7 例あり媚入りはあわせて 15 例で、全体の約 17 パーセントを占めた。男性の媚入り先での地位は、原則として実子同様であるが、男性側が畠や家畜などの財産をもってこれない場合は、結婚前に女性側の家で 2~3 年働いてようやく媚入りが許されるということもあった〔松岡 1994a : 36-46〕。しかし「上門

漢」（漢族の婿）の地位は概して低かった。彼らのほとんどが川西の樂至や安岳、遂寧などの県から来た貧しい漢族であったからである。俗に「招人上門是買一頭驃子」といわれた。なお婚姻制度および結婚の儀式は、チャン族全体については〔西南民族学院民族研究所編 1984b : 125-133〕、蒲溪十寨については〔冠仁義 1991 : 78-80〕、汶川県綿池郷羌峰村羌村については〔徐平 1993 : 137-147〕に詳しい。また〔四川省編輯組 1986 : 188-194〕には 1983 年 11 月に汶川県綿池郷簇頭寨における婚礼の記録がある。

- 13) 1994 年 3 月の蒲溪村半坡寨での聞き取りによれば、母方オジは一族の娘の嫁ぎ先に対して特別な権利をもっており、大切にあつかわれた。嫁ぎ先でオイすなわち娘の息子が分家する時には立会人となり、娘が死んだら検屍し、自殺ではないことを確かめた。自殺の場合は、一族がでもいて嫁ぎ先の家屋をかってに壊すことが許された。50 年代に大蒲溪では姦通事件があったが、当事者の男性の家は、相手の夫側に酒数カメをもって謝罪にいき、その男性は村を出た。女性の処置はその夫側にまかされ、結局そのまま村に残った。女性の「母舅」たちは当事者の男性の家、即ち一族の娘の姦通相手の家に押しかけ、三日間、家屋内を打ち壊し、自由に飲み食いして帰ったという。「母舅」の権利については〔徐平 1993 : 102-108〕に詳しい。
- 14) [四川省編輯組 1986 : 181] によれば、チャン族地区には、古くより、住民の合議によって集落の決まりを決定し、違反者を罰する「議話坪制度」があった。例えば理県桃坪公社増頭大隊では、毎年 7 月 5 日に会首が各戸から一人ずつ招集して「議話坪制度」を開いた。ちょうど作物の収穫の直前であり、作物が盗まれないようにさまざまな窃盗や事故の防止策を考え、山の資源が外部の者にあらされないように相談しあった。会議では鶏を 1 羽殺し、その血をたらした紙の旗を畑や森林内に挿した。殺した鶏は食べずに樹木に吊るし、郷規民約に違反したものはその鶏のようになるのだというみせしめとした。〔茂汶羌族自治県概況編写組 1985 : 50〕によれば、茂県の沙壩、較場、赤不蘇には集落ごとに「ムルズバ」（「議話坪」）がある。各戸から成人男性 1 名が参加して、毎年数回開かれた。戦時の出兵や「封山」（一定の時期に、特定の山に入るのを禁止する）、郷規民約の決定、「寨首」（村長にあたる集落の代表者）の選出などを行った。石碑に郷規を刻んで、違反者を縛り付けるための木を横に立てた集落もあった。また郷単位の「大議話坪」があり、1 年あるいは 2 年に 1 回開かれた。内容は、各集落の成人男性の武器の準備状況を調べたり、射撃の練習、郷規の改定、「団総」の選出、出兵の決定などである。なお「議話坪」では、各人に発言権が認められており、「十五歳穿鎧甲、銃法好；二十歳在議話坪講話、就算好小伙子」という諺があった。1991 年 9 月の茂汶羌族自治県赤不蘇区中心村での聞き取りによれば、楊某（69 歳・女性）の父は話が巧みで事件の調停が上手であった。かつて集落のある者が別の地区的山中に入りて薪を取ろうとして捉えられた時、彼女の父が酒樽を担いで話し合いにでもいたという。

などの県
。なお婚
1984b：
ては[徐
月に汶川
対して特
する時に
一族が
があつた
を出た。
当事者の
由に飲み

よつて集
頭大隊
ようど作
え、山の
をたらし
したもの
50]に
各戸か
特定の
などを
こ。また
成人男性
などであ
二十歳在
区中心村
いた。か
くが酒樽

理县蒲溪乡红白事理事会章程

第一章 总 则

第一条 根据《中共中央关于加强社会主义精神文明建设指导方针》中关于“在广大城乡要积极开展移风易俗的活动，提倡文明健康科学的生活方式，克服社会风俗习惯中还存在的愚昧落后的思想，婚嫁丧葬中的陋习要改革，封建迷信要破除”的指示精神，结合我乡实际，制定本章程。

第二条 红白喜事理事会是群众性自治组织，其宗旨是在乡党委的领导下，帮助教育群众认真贯彻《中华人民共和国婚姻法》和殡葬改革的方针政策，倡导喜事新办、丧事简办，并为群众办理婚丧事及其他如做生、打三朝、乔迁等事提供具体服务，以促进我乡农村婚丧事等习俗的改革，建设社会主义文明。

第二章 机构

第三条 由理事长1人、副理事长2人、理事若干人组成乡红白事理事会。

红白事理事会在各村设分会，分会由理事长1人、副理事长2人、理事若干人组成。

第四条 理事会理事的理事长、副理事长、理事由会员民主选举产生。

第五条 理事会理事不称职者，由理事长召开理事会罢免，并向全体会员宣布，理事会理事长不称职者由会员大会罢免。

第三章 任务

第六条 宣传党的方针政策和国家的法律法规。

第七条 制止封建迷信活动，引导会员弃陋习，提倡婚事新办，丧事简办。

第八条 为群众办理婚、丧事提供具体服务，协助事主从简安排婚丧事。

如有事主违反党和国家政策法令，理事会应主动上门做工作制止，如造成严重后果，理事会应及时向乡党委、政府汇报，予以处理。

第四章 对红白事理事会的原则要求

第九条 坚持婚事新办的具体要求：

1. 认真执行《婚姻法》和《婚姻登记办法》，坚决反对非婚同居、非婚生育、早婚早育、不登记等非法行为。

2. 婚礼举行前反对“八字”等封建迷信活动和送钱、送彩礼等陈陋习俗。

3. 操办婚事时，坚决反对讲阔气、摆排场、互相攀比等大操大办行为，提倡勤俭节约，少办或者不办酒席。

4. 杜绝近亲结婚和从小定亲的现象。

第十条 坚持文明从简办丧事，提倡文明、节俭、健康的丧俗礼仪。

1. 坚决取缔和禁止在丧事中请阴阳先生或者迷信行业者做道场、扎制楼房等不良现象。

2. 对在丧事中停尸三天、披麻带孝、做“七七”、过周年、烧香跪头等陈规陋习，要加强教育和劝导，用文明健康的丧俗礼仪逐步代替上述陈规陋习。

3. 正常的宗教活动应在政策法令允许的范围内和规定的

场合内进行，对搞封建迷信诈骗钱财等违法活动应坚决取缔和打击。

4. 在办丧事中要求党员干部及国家职工应带头文明节俭，不搞封建迷信，不讲陈规陋习，经教育劝阻不改，要报有关部门予以行政或党纪处分。

5. 提倡在荒山坡上和坎上埋坟，不允许在耕地和有开发价值的荒地上埋坟，违者按《土地管理法》和省、州土地管理条例予以处理。

6. 为了防止水污染，不允许在距水源、水沟20米内埋坟。

第十二条 其他做生、打三朝、拜年、修房造屋、乔迁、儿女分家等事按本章程简办。

第五章 附 则

第十三条 本章程如与国家法令、法规相抵触的经会员大会讨论修改。

第十四条 本章程经会员大会讨论通过之日起执行。

1990年7月

(由蒲溪乡政府提供，罗进勇收集)

理县蒲溪村新订乡规民约

1989年，村干部议定，规定六条，于开会时向村民宣布。

一、田管制度：各家要加强牲畜管理，凡播种到收成期间，牲畜不许下田，如有违反，按损失赔偿，损失主粮一株罚玉米1斤，损失洋芋一窝，罚洋芋5斤，损失杂豆一窝，罚豆子0.5斤。

二、封山制度：寨坝上林盘、神山，实行封山。只能捞树叶积肥，不许砍柴砍树。砍柴一背罚5~10元；砍树一棵罚25~30元。

三、红白喜事规程：各家红喜事请客吃酒，不能超过3天，酒席不能超过3桌；白喜事做道场不能超过5天，酒席不能超过5桌。如有违犯，一桌酒席罚款10~15元。

四、各家宰年猪，不许请吃“转转酒”，违者按请客人数罚款，每桌罚10~15元。

五、打架吵嘴，由村民调解委员会调解处理，肇事双方各交10~20元手续费；调解人员误工一天给10~20元。调解处理后，手续费、误工费由错误方负担。

六、村里的公共设施、公益建设，家里有劳动力的必须出人参加，如不派人参加，今后不得享受该公共利益，但家里没有劳动能力的，教师或成年儿子在外参加工作的不算。

(摘抄自韩冬玉提供的会议记录。韩冬玉，54岁，羌族，曾任蒲溪村会计)

龙大轩抄录整理

1994年7月21日

理县蒲溪乡乡规民约

随着经济政策的落实和国民经济的发展，商品经济的进一步发展，城市与农村的形势发展已经进入了全国飞跃的新局面。为了进一步完善党在农村的各项经济政策，巩固、消化、补充、完善改革已经取得的成果，提高人民的物质文化生活水平。遵照小平同志的指示：一手抓建设，一手抓法制的战略措施，对广大人民群众必须加强法纪教育和共产主义思想教育，使社会风气有个根本好转，为了继续向全体公民基本普及法律常识，增强人们的法制观念，人人都能学法、懂法、守法、护

法，做有理想、有文化、有道德、守纪律的一代新人，养成依法办事的习惯，学会用法律手段来促进“两个文明”的建设，维护国家、集体和个人三者利益的合法权益。同一切违法犯罪分子行为作斗争是我国“普法”工作的一个重要任务，但是在稳定和完善各种生产责任制的前提下，有些人对法制观念淡薄，经常出现各种不同类型的民事纠纷，阻碍着“两个文明”的建设。因此，为了加强物质文明和精神文明的建设，树立良好的社会道德风尚，改变贫困落后的面貌，创造一个良好的生产秩序、工作秩序、社会秩序、人民生活及教育推广秩序，尊老爱幼的新风尚，巩固和发展农村的大好形势，运用法律手段管理经济，进一步搞好社会治安综合治理，完善治安承包合同，根据我乡的实际情况，制定本乡《乡规民约》。

第一条 乡规民约的性质是：经过乡人民代表大会充分讨论和强烈要求而制定出来的，带有强制的规范，从一定意义上讲，它是法的属性和补充。

第二条 乡规民约的范围是：不触及国家法律、法令以及《治安管理处罚条例》，但它又必须是处理人民内部矛盾。

第三条 乡规民约的执行机构是：乡社会治安综合治理办公室。即公安、治保、调解、民政、司法、武装部、共青团、妇联、计划生育委员会、财粮、林政联合办公室。

第四条 调处人员的任务是：熟悉业务，宣传教育，善于调查研究，提高工作效率，核实揭发材料和口述问题反映，接受不服处理的正当要求进行复查。

第五条 违反乡规民约的处罚有下列四种：

(1) 批评教育

(2) 检讨（包括口头、书面检讨和大小会检讨）

(3) 罚款（两日内拒不交者，在罚款基数上加 10% ~ 20%）

(4) 情节严重者，报公安派出所处理

第六条 对破坏、侵占集体和村民生产资料有下列三款，并处罚款 20 元~50 元。

第一款 偷挖破坏侵占集体和村民生产资料林木（含用材林、经济林木）者，除退回赃物以外，并赔偿经济损失。

第二款、偷拿集体、村民少量等财物的，即：粮食、蔬菜、鸡、衣物、花草、盆景等，按质价赔偿其经济损失。

第三款 偷拿和破坏国家、集体、村民水利设施设备的，即：电器、电话线路、广播线路、高压线路、钢管、胶管、电杆，毁坏抽水设备、桥栏杆，乡村马路的，速报司法机关依法追究刑事责任。

第七条 对损公肥私、侵吞集体和他人利益的，除了没收和赔偿经济损失以外，报有关部门予以处理或依法追究刑事责任。

第一款 用花言巧语拉拢外地人员雇请用工，少付工钱或不付工钱，或吓唬他人造成纠纷和后果的。

第二款 家禽家畜管理不善，损害他人农作物、林木的。

第三款 无论本地或外地行商者，以假劣货冒充真货贩卖，危害人民身体健康，骗取钱财的。

第四款 因各种原因利（按原文如此，应缺一“用”）非法手段，故意刁难他人索取利益的。

第五款 起坏心盗窃他人家禽家畜转手倒卖，有意致残，宰杀吃掉，用农药致死的。

第六款 未到法定年龄的少年、学生，损害国家、集体、村民财产的，追究其家长或教师的责任。

第七款 未经批准或已批准住宅基地，利用各种关系和手段，多占或强占耕地、荒坡、滩地面积的，按有关土地管理

法规予以严肃处理。

第八条 经教育不改，搞封建迷信，乱砍滥伐，乱占耕地面积，违反计划生育法规行为，酗酒闹事，铺张浪费（即：操办婚事、大办丧事），拖欠银行贷款，抗交各种税收，围攻党委政府干部职工等造成后果的，有下列处罚：

第一款 不信科学，搞封建迷信，除了没收索取的钱财外，对造成的如有后果者，罚款 5 元~20 元。

第二款 凡乱砍滥伐，乱占耕地面积，违反计划生育法规，酗酒闹事，铺张浪费，拖欠银行贷款，抗交各种税收，围攻党政干部等造成后果者，规定不审批申请木材、申请住宅基地，不给任何困难补助或救济。

第九条 因各种原因和矛盾引起打架斗殴的，将处以罚款和处理，情节严重报送公安机关。

第一款 破坏他（她）人家庭，作风下流，调戏妇女，乱搞两性关系造成后果的，强奸妇女，拦路劫持女青年团伙的，直接报公安机关严肃处理。

第二款 虐待老人、儿童、公、婆、媳、婿，经教育多次不改而造成后果的。

第三款 干扰正常教学秩序，其他业务部门正常上班秩序，冲击政府机关，聚众寻衅闹事，谩骂殴打公务人员，经劝阻不听造成后果的，给予罚款或报公安机关依法处理。

第四款 不服管理，多次教育不改，继续闹事，骂“花鸡公”侮辱人格，殴打他人并造成后果的，给予批评教育、罚款处理。

第五款 不重视培养子女和普及教育事业，借口困难，造成学龄儿童不能上学或中途停学的。

第十条 对寻衅闹事，拨弄是非，造成后果的，罚款 5 元~50 元。

第一款 干扰和歪曲计划生育政策，造谣是非，故弄悬虚，拒交超生和无计划生育费的，谩骂殴打执行公务人员的（除触犯刑律）。

第二款 在执行政策中，滥用职权，营私舞弊，拉宗族关系，歧视他人，处理了问题后，报复漫骂他人。

第三款 在工作中了解情况偏听偏信，为亲戚说话办事，引起干群之间造成矛盾吵嘴闹架的。

第四款 家犬咬伤他人引起纠纷造成后果的。

第五款 经教育不改，蛮不讲理耍地头蛇，一贯称霸，肆意横行乡里。

第六款 惊慌失措，不按时就寝休息，影响他人学习工作休息，造成工作失误，引起吵架的。

第十一条 扰乱社会治安秩序的，罚款 5 元~30 元。

第一款 酗酒闹事，影响正常工作秩序，阻挠工作人员正常上班和阻挠劝阻的。

第二款 因小型搞赌博不听劝阻的。

第三款 处理问题中或当发现纠纷时，表面劝解伪装好人，领导面前讨好卖乖，暗地参加支持亲朋好友，有意阻挠正常开展工作并造成后果的。

第四款 因纠纷引起，当事人需解决问题，处理人故意推诿，伪装好人，暗地有支持某一方，造成后果的。

第五款 在公共场所，看电影、电视、结婚、死人请客座席中，扰乱社会治安秩序，谩骂执行公务人员，打架斗殴造成后果的。

第十二条 违反安全用水、用电，引起火警隐患的，罚款 20~50 元。

第一款 未经电工人员许可同意，私自安电炉、乱接电源线路和私撤电表作假样的。

第二款 每月不按时交纳电费，拖欠电费影响大局的。

第三款 引起火警火灾、烧毁草场面积约 0.5 亩以内的，森林用材林两株以内的，烧毁建筑房占地面积 5 平方以内的（超过范围的依法追究其责任）。

第十三条 违反交通安全的，罚款 10 元~30 元。

第一款 沿公路线上放牧者，经批评教育不改，造成阻碍公路中有乱石、石沙和泥土，造成人行车辆危险和造成后果的。

第二款 有意在公路中间乱开挖水沟，堵塞涵洞水渠造成后果的。

第三款 无证驾驶各类机动车辆，强行拦路乘车，除了造成严重后果以外，一律由本人负责。

第四款 因交通路政不规范，自行造成隐患、寻衅闹事、诬蔑他人的。

第十四条 外来人员在当地肇事，违反本约有关条款，罚款 5 元~30 元，并追究其牵线人。

第一款 冒充各种技术，骗取财物的；以情说爱为由，拐骗妇女儿童的，传播淫秽书画，算卜卦，骗取钱财的。

第二款 本乡人员外出肇事，均由地方处理，如贵地单位通知我方取保，肇事者须负担起所耽误人员的一切费用开支。

第十五条 遵守国家政策、法令，积极缴纳农业税和其他各种税收、集体的上交管理费，归还银行贷款。拖欠集体债权债务款和企业欠款，故意拖欠、拒交的或谩骂殴打催收人员的，罚款 5 元~20 元。

第一款 到期不交态度恶劣的（在总金额中处罚 10%）。

第二款 辱骂殴打经办人员的。

第三款 歪曲党的政策，散布谣言，影响极坏（按：原文如此）的。

第四款 不履行各种承包合同中的金额义务，在应交款中加收 15%，继续拖延上交时间追加到 20%，同时召开村民大会，其合同作废，另转包他人从新承包合同，并责令原承包人按合同中所欠金额限期内退回。

第十六条 对需要处理问题的，但又对上述条款包括不进去的，罚款 2 元~10 元。

第一款 因对问题处理不满（并严肃处理是非者），寻

机报复他人，检举揭发和处理过的人员。

第二款 捏造事实和造谣，败坏他人名誉，依仗后台权势仇视他人，书写信件诬告他人的。

第三款 明知违反乡规民约，凭个性横耍个人威风，企图达到私利和荣誉，故意嘲笑或贬低他人，从中接受贿赂的。

第四款 因其它问题利用此事，围攻各级干部，致不能正常工作而造成后果的。

第十七条 违反乡规民约后，要求处理问题的双方当事人先预交处理费各 30 元，待问题处理后，收肇事者方，退轻者方 80%，（罚款、损失在外）。

第十八条 乡管工作和调处人员在执行乡规民约时，要刚直不阿，秉公办事，如果不按乡规民约办事，从亲朋角度，仗势后台等关系，搞不利于团结，支持歪门邪道，投机倒把，经济建设受损失，乱批乱签条子、报告，私自拉公款和贷款的，应按有关条款予以严肃处理。情节严重者报司法机关追究其责任。

第十九条 双方当事人需要处理问题，经传讯不到者，均可视其态度和情节轻重给予加罚（按第五条第四种处理）。

第二十条 工作需要，抽派协助参加处理的人员，误工由双方当事人、责任人承担，肇事者承担 80%，另一方承担 20%。

第二十一条 对于敢揭发检举问题，不论干部、群众、学生，都应给予奖励，奖励分为精神和物质两种（即：公开奖励、不公开奖励），对检举揭发者实行绝对保密安全。

第二十二条 加强普及法律常识的宣传，掀起互教互学的习惯，人人遵守法律、法令、法规，力争户户争当遵纪守法的“光荣户”，村村寨寨争当遵纪守法的“文明村寨”荣誉称号。

第二十三条 此《乡规民约》，从公布之日起执行。

蒲溪乡 第七届人民代表大会
第二次会议全体代表讨论通过

1991 年 2 月 10 日

（编者按：该资料为蒲溪乡政府提供，文中文字、标点书
写不当的，皆依原稿）

第3章 蒲渓チャン族郷における人口移動

はじめに

本章の目的は、蒲渓チャン族郷における人口移動の様相と背景を、1990年代前半までとそれ以降の「天然林保護」・「退耕還林」政策が実施された2つの時期に分けて分析し、チャン族における人口移動の過程と要因を考察するものである。2つの時期に分けたのは、両者における人口移動の様相が異なり、後者において新たな産業構造の変化がみられるからである。

事例とする蒲渓郷では、改革開放が進んだ1970年代末から1990年代にかけて河谷集落と山腹集落において経済的豊かさの点で大きな違いが生まれ、その結果、人の移動にも違いがみられた。そして「天保」・「退耕」はさらに新たな状況を生み出している。

1. 蒲渓郷の人口移動と改革開放、「天然林保護」・「退耕還林」政策

(1) 山間の少数民族における人口移動と改革開放、「天然林保護」・「退耕還林」政策

チャン族のような山間の少数民族の移動や移住と、1980年代以降の改革開放政策¹⁾や「天然林保護」・「退耕還林」政策（以下、「天保」・「退耕」と記す）の間にはつぎのような関連が考えられる。

かつて中華人民共和国では、原則として戸籍の移動をともなう人口の移出入を厳しく制限し、一般的な人の移動も強く規制した²⁾。その一方で、山間の少数民族に対しては居住地の多くが生産条件の劣悪な地域にあったために条件のよい土地への移住を積極的に進めた。しかし伝来の生業を守り、防衛を第一として山間に居を構えてきた民族にとって、山の生活から離れることは生業形態の変化や時には他民族との共住も意味しており、容易なことではなかった。

ところが1978年12月の11期3中全会を契機に始まった改革開放政策により、農村では人民公社の集団経営から農家の個別経営に変わり、農産物の買い付け価格も大幅に値上げされて農業生産が大きく向上した。また人の移動についても規制が緩み、農民は現金収入の道を求めて都市部へ大量に出稼ぎに出るようになった。そしてこのような移動の活発化は山間の少数民族にも及び、蒲渓郷のチャン族も例外ではなかった。彼らは伐採や山間の道路建設などの出稼ぎにでるばかりでなく、すすんで山を降り、条件のよい土地をもとめて移住する者も現れてきた。

一方、1960年代の文化大革命前後から激しくなった大量の森林伐採や山林の耕地化は、

長江流域では中下流地方での連年の洪水災害の大きな原因となった。そこで政府は長江流域の洪水に加えて華北で進む砂漠化や乾燥化などの生態環境の悪化を改善するために、1990年代後半から国家規模の緑化政策を開始した。2002年2月の「中国六大林业重点工程」³⁾によれば、緑化政策には主に6つの事業がある。このうち長江上流の山間の少数民族に最も影響をあたえているのが「天保」と「退耕」である。「天保」は、長江上流や黄河上中流域の天然林地帯への立ち入りと伐採を禁止し、「退耕還林」は、山地の25度以上の傾斜地にある耕地や牧草地を森林にかえ、2010年を目標に長江や黄河に流入する泥砂を減らすことを目的とする。しかし両者の実施は、山間住民にとっては耕地をうばわれたうえに、主要な現金収入源であった山に関わる出稼ぎがなくなることを意味し、蒲溪郷の山間農村の住民も深刻な経済的打撃を受けた。そこで政府は「退耕」にともなう補償措置を講じ、蒲溪郷では1畝あたり年間300斤の米を支給し、50元の種苗費と20元の補助費を出し、補償期間中の免税措置を行った。これは実質的な增收であり、山腹集落で「温飽」(生きていくためのぎりぎりの食糧があること)すれすれの生活にあえいでいた住民にとっては、出稼ぎ源の激減にまさる方策であった。

ところで「天保」や「退耕」については、国家の緑化政策が西部大開発プロジェクト⁴⁾の一環として大々的に展開されていることもあって、近年、さまざまな報告や論説がだされている。そのなかで貧困地域における「退耕」の目的については、生態環境の改善と余剰労働力の効果的な活用による産業構造の改善という2つが指摘されている。

このうち前者の生態環境の改善については、政府によって成果が強調される一方で、地域開発や農民の所得向上が後回しにされているという実態が明らかにされつつある。例えば大島一二・後藤直世(2003)は、国家级貧困県に指定されている山西省呂梁区中陽県を事例に、退耕還林政策が環境保全優先のために、特に「禁牧」の強制によって畜産業を衰退させ、2001年の農民1人あたりの純収入も1998年と比較して25パーセント減になり、補助金によってかろうじて経済がもちこたえていること、5年後にこれが打ち切られれば県経済や農民生活に大きな打撃が避けられないことを報告している。ただしこれは県レベルでの行政側の資料に基づいた検討であるために、郷や村落レベルおよび実際の家庭生活における具体的な影響や住民の動き、さらには住民側の動きが郷の行政に反映される様相についての言及はなされていない。一方、後者の余剰労働力の有効活用による地域産業構造の改善については、少数民族地区では観光業への転換が注目されている⁵⁾。しかし観光産業によって開発できる地域は一部であり、多くの民族地区では本稿でのべるような運輸業やその他の活路をみいださねばならない。

(2) 蒲溪チャン族郷における人口移動

蒲溪チャン族郷は、海拔高度2000メートル以上の閉鎖的な山間部に位置していたため外部との交流が少なく、伝統的な生活習慣がよく維持された反面、経済的には県内で最も遅

第3章 蒲渓チャン族郷における人口移動

れた地域となり、毎年、青壯年男性の多くが出稼ぎに出ている。しかし80年代の改革開放政策下で、河谷の集落は政府が奨励するサンショウ栽培に成功して所得が向上し、出稼ぎが激減した。ところが蒲渓郷では海拔高度約2200メートルがサンショウ栽培の限界高度であったため、2200メートルを超える山腹集落ではサンショウの商品化ができず、経済的にはとり残されたまま伐採や漢方薬材採取などの従来の出稼ぎが続いた。そして近年の「天保」と「退耕」は、山腹集落に対して当初は経済的な打撃をあたえるものであったが、2001年からは期限つきの食糧補償が始まり、山腹集落には実質的な增收をもたらし、河谷集落に対しては若者を中心とした余剩労働力の非農業部門への転換を促進させている。

蒲渓郷は、河壩、蒲渓、色爾、奎寨、休渓の5つの行政村からなり、2001年の統計によれば、総人口1848人、総戸数372戸である。郷内の人々の移動については、この10年間に戸数は18戸増加したものの、全体で126人減少しており、戸別の平均家族数も5.6人から5人弱に減じた（表12）。ただし村によって人口移動の状況はかなり異なっている。このうち人口減が大きい行政村は休渓の65人と蒲渓の52人であるが、その大部分は、海拔高度が3000メートルを超える休渓村や蒲渓村の小火地からの離村者である。蒲渓郷では海拔高度3000メートル以上の地域は食糧の自給が難しく、牧畜を行うほどの草地もないため経済的な発展が難しい。

蒲渓村内でも大蒲渓や半坡などは人口がほぼ一定しており、移出入はほとんどない（表13）。しかし青壯年男性のほとんどが毎年、半年以上の出稼ぎに出ており、農閑期には老人以外の男性の姿がほとんどみられない。また近年は「天保」や「退耕」政策の影響をうけて余剩労働力の増加と移出が目立っている。若者には出稼ぎ地を近隣の都市から北京や上海などの大都市へと遠方に求める傾向が強まっており、故郷に戸籍はあるものの春節の時にしか帰省しない者、すでに数年来ほとんど故郷にはもどっていないという者も少なくない。

これに対して河谷の河壩村では、高地の集落から移入する現象がはっきりみられた。河壩村は、かつては蒲渓村の冬の放牧場であったが、百数十年前に漢方薬材の採取などの出稼ぎでやって来た漢族のうち周と韓、王姓の者が地元のチャン族の女性と結婚して河谷に住みつき、さらに一代おくれて綿陽出身の邵家の祖先が同様にチャン族女性と結婚して住みついた。外来の漢族は蒲渓で初めてトウモロコシを栽培した。地元のチャン族はトウモロコシの収穫がよいのを見て山腹でも栽培を始めるとともに、王富保家や王全康家の祖先が休渓村から、王子順の祖先が色爾村から河谷に移ってきた。それでも50年代にはわずか10戸にすぎなかった。しかし人民公社解体後の80年代には政府によって河壩への移住が奨励され、郷内の山腹の村から10戸が移ってきた。そのため83年には30戸に、94年には56戸まで増加した。ただしこの中には外部からの移入以外に、河壩内の若い女性が他地に嫁ぐことを好まなかつたために、婿入りではないが、女性側が耕地や家屋を準備し

て男性が河壩に来るという例も含まれている。

また河壩村内では山腹の老鳥や半坡から河谷の河壩あるいは他地へ出た例もある。91年から01年までの人口移動は、老鳥では9戸69人から8戸48人に減少し、半坡でも14戸98人から16戸80数人に減じたが、河壩は33戸180人から48戸190数人に増加した。しかし90年代末から河壩でも耕地が不足し始め、「退耕」が進められてからは開墾ができなくなつたため、戸数の増加は婚姻や分家による以外はあまりない。

以上のように、80年代は、住民が海拔高度の高い地域から低い地域へ移住するという傾向が顕著であり、90年代には、移動範囲の拡大や長期化、再移住などの現象もみられるようになつた。その結果、同一郷内にあって、移住による人口減が続いてほぼ解体状態になつてしまつた高山の村と、逆に移入者の急激によって人口が増加し、余剰労働力が新たな移動を展開している河谷の村、戸籍上の人ロ変動はほとんどないが、実質的には出稼ぎの長期化によって離村状態の若者が増え、過疎化が徐々に進行している山腹の村という3つの異なる状況がうまれている。

2. 蒲渓郷における1990年代前半までの住民の移動

本節では、伝統的な生活を維持する蒲渓村の5つの山腹集落と、改革開放後に富裕になつてきた河谷集落の河壩村河壩組（以下、河壩と記す）を事例として、1990年代前半までの住民の移動の様相を分析する（なお本節は1998年に書いたもので、その後の変化にもとづいて書き改めなければならない部分もあるが、当時の分析として意味があると思われる部分についてはあえて改めていない）。

事例とする6つの集落は、移動の違いによってA、B、Cの3つに大別できる。

A型は、集落として古い歴史をもち、ほぼ安定した人口が保たれている山腹集落の大蒲渓である。人の移動は、主に青壯年男性の農閑期を利用した出稼ぎである。

B型は、後発の移入者によって山腹斜面に新たに開拓された集落で蒲渓村の小火地や大寒、半坡である。耕地の不足や質の悪さのために、周辺に少しでもよい条件の土地に移る機会があれば移住する。集落の人口は流動的で、出ていく者が多い。

C型は、改革開放後に導入されたサンショウが経済作物として成功し、集落全体が富裕になつてきた河谷集落の河壩である。外部からの移入が急増し、また女性が他集落へ婚出したがらないため男性側が移ってきて新家庭を作り、人口が増加した。

このうちA型とB型は従来からみられたが、C型は改革開放後に顕著となつたものである。

A型の大蒲渓についてはつぎのような特徴が指摘される（表14・15）。第1に、この半世紀あまり、家族単位の移入や移出がほとんどみられない。移入は、下寨では解放前に2

第3章 蒲溪チャン族郷における人口移動

件と文革中に1件、上寨では近年に1件（住居のみ）、移出は、下寨に2件（1件は予定）、上寨に1件で3件とも近年である。個々の状況をみると、解放前の2件の移入は、土匪の襲来を避けて戻って来た村出身の王久清家と耳甫村から生活苦のために移ってきた王Bの2件で、ともに親類を頼って移住してきた。王久清の場合はもともとこの村の出身で、最初の妻を亡くした後に蒲溪郷の入り口にある河口の一人娘だった女性のもとに婿入りした。1940年代になってたびたび土匪に襲われるようになったために大蒲溪にもどり、兄と王A姓の親類の助けを得て家を建て、兄から畠を分けてもらった。王Bも当地の親類に耕地を分けてもらい、住民となった。これに対して解放後の半坡からの2件は、ともに大蒲溪内の既存の耕地は分割されていない。1件は1970年代前半に大蒲溪と半坡の境に新たに耕地を開拓して家屋も新築した周家であり、重点農家として政府の援助をうけた。他の一つは、半坡の家が崩壊したために、転出した韓某の家屋を買い取って家屋のみを大蒲溪に移した堯家である。

以上によれば、大蒲溪は1940年代にすでに耕地が人口に対してほぼ飽和状態にあり、1970年代に移入した周家は耕地の開墾によって大蒲溪に移入した例外的な例であったといえる。すなわち大蒲溪では、すでに早い時期から人口圧が飽和状態にあったために、現状の耕地を個人的に細分割する範囲でしか戸数の増加が難しかった。その結果、この50年あまり戸数の増減がほとんどなかったことが考えられる。近年は、その状況がさらに逼迫している。1983年の人民公社解体時には1人あたり2.5～4畝の分配があったが、1993年には1人あたりの平均が1～2畝に半減している。同年に分家した韓某家の3兄弟の場合には、1戸4人家族の耕地はわずか4畝にすぎず、食料の自給すら難しいために生活費の大部分を出稼ぎに依存している。

一方、移出の3件は、娘の婚出に伴って一家をあげてその嫁ぎ先に移った例が2件と、分家のために麓の河壩で耕地を開墾し、移住を準備している1件である。前の2例はともに一人娘であり、婿を迎えるのが従来の慣習であった。しかし男性側が馬爾康に住むチベット族で、相手側の方が大蒲溪より豊かな地域であったために親ともども移住するという道を選んだという。後者は、結婚した子供が分家のために必要な耕地を、すでに開発の余裕のなくなった大蒲溪ではなく麓の河壩に求め、数年かけて開拓してきた。以上のように大蒲溪では、今後は人口と耕地のバランスを飽和状態のまま保ちながら、一方で自然条件からみて経済作物の増産やそれによる現金収入の急増が難しいため、分家や結婚を機会により富裕な地域への離村の動きもあるものと思われる。

B型の集落は、移住による人口の流出が多い。小火地と半坡ではこの100年の間に移住がたびたび繰り返されている。近年の最大の移住は、1976年の甘堡郷雄爾村労働改造農場跡地への集団転出である。この時、両村では全戸数の約半分が集落を離れた。雄爾村は、蒲溪郷と公道をひとつ隔てた対岸の山間にある。文化大革命終了とともに労改農場が解散

され、入植者の応募に対して周辺の地域から 60 数戸が移っていった。当時は、耕地に対して人口が過剰気味であったこと、生活状況がかなり苦しかったこと、政府から移住に対する支援策があったことなどが移住の背景にあった。しかし小火地の組長の語るところでは、雄爾村の条件は必ずしも蒲渓より優れていたというわけではなく、後に数家族が再びもとの村へ戻ってきたという。

半坡は、民国時代に最も勢力を有した余姓が本拠とした集落である（表 16）。総戸数は、人民共和国成立前には 12 戸にすぎなかったが、その後約 40 戸に増えた。しかし 1976 年に 16 戸が村を離れ、1993 年は 23 戸になった。共和国成立前の 12 戸の父系親族集団は、余 A（元地主）、余 B、韓、楊、王、周、墨の 7 つで、余 A B、韓、楊の 4 姓が比較的古い。1976 年の移住では、後発の王と墨はすべて移り、韓・楊・周においても各集団の約半数の 4 戸、5 戸、4 戸が離村した。1 人あたりの耕地面積は、1983 年に 2.2 畝であったが、現在は 2 畝弱に減少している。しかし海拔高度が約 2200 メートルでサンショウやリンゴの商品化が可能であったために、80 年代後半からそれらによる現金収入が蒲渓村の他集落を大きく上回って豊かになってきた。その結果、新たな耕地の開拓はそれほどないにもかかわらず農業収入が増え、人口もほぼ安定してきた。また婚姻による移動は、集落内が複数姓であるために同一集落内での婚姻が現在も主である。さらに経済的に豊かになってきたことから、同村内の上寨や下寨、大寒寨、近隣の休渓村からの婚入も少なくない。

これに対して小火地の状況は、半坡とは大きく異なる（表 17）。小火地は 20 世紀になって開かれた村で、蒲渓溝をはさんだ対岸の山側の休渓村や蒲渓村から人口圧によって村を離れなければならなくなってしまった住民が、山林を焼いて畑を作り、定住した。海拔が 3000 メートルを越え、土地が瘦せているために作物の成育が悪く、近年にいたっても年間 3~4 カ月分の食糧を買入れなければならない。そのため当地に定住後も再移住が続き、残留した者も離村した者も、その生活は決して楽ではない⁶⁾。総戸数は、1940 年代には 13 戸であったのが、1976 年には 6 戸が甘堡郷雄爾村へ、2 戸が大寒寨へ移住した。また 1993 年には地域全体におきた地滑りで家屋の倒壊が発生し、政府からは移住勧告が出されている。しかし現在までに村外に移住先を見つけて移出したのは 2 戸にすぎない。現状よりも経済的条件の良いところでなければ移れない、と住民は語る。また 1976 年に甘堡に移住したなかには、移住先の生活がなお苦しいために再び当地に戻ってきた者もある。また婚姻による移動は経済的に苦しいために他集落からの婚入がほとんどなく、婚姻関係は主に集落内や先代の出身地の休渓である。

C型の河壩は、改革開放後に急速に豊かになった事例である（表 18）。河壩は、1980 年代後半から商品作物のサンショウやリンゴの栽培が軌道にのり、現金収入がのびた。大蒲渓では 1 人あたりの年間収入の平均が 1000 元前後で、主に出稼ぎと漢方薬材の売買によるのに対して、河壩では、多い者は数万元、少ない者でも 2000 元前後の収入がある。またサ

ンショウなどの売却で現金を得るために、現在では出稼ぎには出る者が激減した。

韓村長の話によれば、河壩は、元来は蒲溪村やその周辺村の冬場の放牧場であったが、周という漢族が成都からやってきて農地を開き、トウモロコシをもちこんだ。周辺のチャン族も河谷がトウモロコシ栽培に適しているのを見て、やがて山腹の集落から降りて住み着く者もしてきた。それでも1983年以前は総戸数がわずか10戸にすぎなかった。しかし後に周辺からさらに10戸が移ってきて、現在では33戸である。移ってきたのはもともとこの村の出身であったが、山腹の村に土地を求めて分家していった者たちである。また当地出身の娘で結婚相手が山腹の集落であるのに豊かになった河壩を出たがらず、結局男性が移ってくることになった例が6件ある。蒲溪村からも5戸が移住してきた。当地の方針としては、これまで移入者に数畝の農地を与えるなどによって移入を奨励してきたが、すでに耕地の余裕がなくなってきたために、今後は、自ら耕地を開墾した者のみを受け入れることにした、という。

また婚姻による移動も、近年、大きく様変わりしている。最近は山腹集落に嫁いでいく者がほとんどいない。当地の女性は、他の土地の男性と婚約しても従来のように男性側に嫁いでいくことを好まず、男性側も豊かな河壩で暮らすことを希望して河壩に家庭をもつ例が増えている。婿入りではないが、結婚後は妻方の集落に移るという形式である。河壩では、妻の実家が農地や家屋を面倒みてやるという条件のもとで、婚姻による移入は無制限に可能である。

河壩は、近年の経済的変化を背景に富裕になりつつある河谷の集落の典型的な事例である。換言すれば、チャン族は外部からの侵入を防ぐために、できるだけ険しい高度2000～3000メートルの山腹斜面に集落を作った。そのため河谷沿いの公道からは見えず、通いにくい場所がわざわざ選ばれた。しかし現在では、かつての有利な条件は逆になってしまい、交通の極端な不便さや耕地の不足、経済作物であるサンショウやリンゴの栽培に不適当な寒冷な気候をもたらすものとなった。既述のように、彼らの移動はすでに貧区から富区へという経済的要因が最も大きな契機となっており、山間部からの離村という現象があらわれ始めている。

3. 山腹集落における改革開放後の人団移住

山腹に位置する蒲溪村では、住民は改革開放政策下で出稼ぎによって現金収入を得るようになったものの平均海拔高度が2600メートルを超えていたために適当な経済作物を導入することができず、多くの住民の生活水準は「温飽」をやや上回る程度にすぎなかった。しかも90年代末の「天保」や「退耕」は従来の山に関わる出稼ぎを消滅させ、かわりの好

条件の出稼ぎがみつかないまま現金収入を減少させた。彼らの最低生活は、当面の補償によって支えられているが、豊かな生活への道をみいだすことは容易ではない。

蒲渓村は下寨・上寨（以下、あわせて大蒲渓と記す）と半坡、大寒、小火地の5組からなる（表13）。村の中心は大蒲渓で、郷内では最初に開かれた集落である。土地が比較的肥沃であったためにチンクー麦やトウモロコシを栽培して食糧を自給することが可能であり、また山頂に近い高所に位置していたために外敵からの防御にも適していた。そのため人口が集中して郷内でも最多の人口を有し、20世紀初めにはすでに耕地と人口のバランスがほぼ飽和状態に達していた。しかし戦乱や飢饉、生活苦などを理由に近隣の村からの移住は途絶えることがなく、後発の住民は大蒲渓よりさらに高度の高い大寒や小火地に集落をつくって定住した。彼らの生活条件は定住当初から厳しかったといえる。

（1）小火地寨における人口移住

小火地は、平均海拔高度が3000メートルを超え、冷涼で土地が痩せているため焼畑でソバやムギを栽培し、ヤギを飼う。現在でも作物の収穫は十分ではなく、年に3、4カ月分の食糧が不足するため、住民はこの50年の間にもたびたび移住を繰り返している（表17）。移住の状況は、1940年代には総戸数が13戸で、共和国成立後もほぼ横ばいであったが、1976年には16戸のうち6戸が甘堡郷雄爾村に、2戸が大寒に移住して半減した。雄爾村は文化大革命中（1966～1976）に労働改造場として開墾された村で、文革終了後に新たな移住者募集が行われた。しかし水源が乏しかったために小火地からの移住者のうち数戸は数年後に戻ってきた。また小火地では1993年に地滑りが起きて家屋の倒壊が発生したために、政府は緊急に食糧や肥料を援助する一方、移住勧告をだした。しかし1995年までに移住先をみつけたのは婚戚関係をたよった2戸にすぎず、現状よりよい条件の土地をみつけるのも容易ではなかった。

しかし1996年からの5年間には過去最多の10戸が移出し、2002年には3戸が残るのみとなった。10戸のうち7戸は汝川県克苦郷高山村に移った。まず1997年に羅清龍一家が移った後、翌年に徐・韓・祁家の4戸、00年に韓家の2戸が続いた。また大寒からも2戸が移住した。移住先の高山村は、平均海拔高度は2千数百メートルで、1996年頃から住民たちは河谷や山腹に畠地を開墾してサンショウを栽培し、河谷の村に移っていった。蒲渓村からの移住者はもと住民が残していく空家を購入して、移り住んだ。高山村には70年代末に蒲渓から移った者がおり、先住者の話から小火地より条件はまだ多少ましだと判断したという。残りの3戸は、娘が嫁ぐ時に、婚戚の助けを得て嫁ぎ先の村に移住した。

小火地では、1998年に「退耕」が最低の食糧水準を補償して実施されてもなお移出が続いている、生産条件の厳しさを物語っている。現在、彼らが残した開拓地は、他組の住民による勝手な占有を防ぐために蒲渓村の共有地として樹木の育成が進められている。

(2) 大寒寨における「天然林保護」・「退耕還林」と人口移住

大寒寨（以下、大寒と記す）は、1949年以前はわずか7戸の集落であった。ただし7戸は周辺の異なる土地から様々な事情を抱えて移住してきた家族であったため、楊、余、王、徐、左、韓、祁の7姓が各1戸ずつあった。このうち古いのは楊、余、王の3姓であるが、余と左の2姓は人民共和国成立前に他姓より多くの土地を所有してやや余裕があったのに対し、楊姓は土地がなく、最も貧しかった。共和国成立後は1992年までに27戸に増え、特に楊姓が過半数を占めるまでに増加した。しかし1994年からの3年間に6戸が当地から移出した（表19）。移出先は郷外3戸と郷内3戸である。郷外へは、1994年に王紹青家と徐水林家の2戸が理県永固山に、97年に王龍雲家が汶川県高山村に移住した。永固山は県城に近くて交通の便もよく、土地も広いことから、後述する甘堡郷聯合村からも大量に移住した。また高山村へは同村の小火地からも7戸が同時期に移住した。ともに移出先の知り合いを頼っている。郷内へは婚戚をたよって1996年に左中全家が休渓村へ、1997、98年には楊久宝家と余双成家が大蒲渓へ移った。6戸とも戸別の年収は2000～3000元で、組内では中程度であったが、家族数が増えて1人あたりの耕地が1畝以下になってしまい、また開墾の余地がなく、今後、生活が改善される見込みもないことから移住を決意した。

90年代の半ばから移出が急増したのは、「天保」の実施状況と関連している。改革開放後、平均海拔高度が2700メートルという大寒では、トウモロコシやジャガイモを栽培してなんとか自給自足を満たすという状態であり、しかも人民公社解体時の1983年に分配された土地は1人あたり約1畝にすぎず、すでに耕地の余裕はほとんどなかった。ただし「天保」が始まる前までは、現金収入はヤギを年に数回8、9匹売って数百元を得るほか、大部分は男性の出稼ぎにより、阿壩や馬爾康や米亜羅などの比較的近くの林業場で伐採の臨時工として働き、年に平均約2000元稼いでいた。

しかし「天保」以後は伐採の仕事がなくなり、周辺の高山へ漢方薬材の採集に行くほか、阿壩や紅原など省内北西部チベット地区の建築現場での石工や道路工事の人夫をしている。出稼ぎの平均年収は、10年が経過した現在においても年間半年以上で1000～2000元にすぎず、多い者でも約3000元である。すなわち「天保」は出稼ぎの主流であった伐採の仕事をゼロにして現金収入を減少させ、それに替わる条件のよい仕事が提示されないまま、住民の多くが1950年代以前の石工や工事人夫の仕事にもどるしかなかったのである。移住先は、少なくとも農業生産において勝った土地であり、県城や街道にも近く、従来よりも臨時仕事の需要があると思われた。

ところが1998年以降は移出が急にとまった。楊組長は「退耕のおかげで毎日、米飯を食べるようになり、初めて全住民の「温飽」が達成した。多くの者が前より楽に暮らせるようになった。1997年までに移出した者達ももう少し待てば移住しなくてもすんだのに……」と語る。大寒では2001年の戸別の平均年収は3000～4000元にすぎず、1人あたりの

年収は500元弱で「温飽」をやや超える程度の低さにとどまっている。にもかかわらず「退耕」による米の実物支給で生活水準は一挙に「温飽」を超え、住民には減収の実感があまりない。また多くの住民は補償が延長されると思っており、その後のことを考えているようにはみえない。

例えば、大寒では平均的な経済水準である楊双全(58歳)家はつぎのようである(図23)。楊家は妻(56歳)と長男の楊忠力(38歳)一家、次男の楊忠康(32歳)の7人家族であったのが、次男が結婚した時に分家し⁷⁾、双全は長男一家と、妻は次男一家と同居している。両家とも現金収入は毎年出稼ぎにいってかせぐ。年収は、双全は付近の高山で漢方薬材を採取して600~1000元、忠力は石工ができる4、5人とともに省内を回って2000~3000元、忠康は紅原や阿壩まで漢方薬材の採取に行って3000~4000元を得ている。忠力家の場合、畠7畝のうち3畝を「退耕」し、残り4畝のうち2畝にトウモロコシを栽培してソラマメを間作し、ジャガイモを2畝栽培する。ソラマメは1斤につき8両の米と交換する。また「退耕」によって年間900斤の米が配給されているためほぼ必要な食糧はみたされており、「退耕」後は毎日米飯を食べるようになった。家畜はブタ2頭とヤク2頭(4戸で共有)、ニワトリ4羽で、すべて自家用である。ヤギは「天保」開始時に売り払った。農作物も家畜もすべて自家用である。

ただし2002年に車の通る道路が開通したことでの成都と結ぶ公路とつながり、都市向け野菜の大量出荷が可能となったことから経済作物の導入が一部の者によって試みられている。例えば王生全(54歳)家では、都市向けのタマネギ栽培を始めた。王家は妻(54歳)と長男(25歳)一家3人の5人家族であるが、耕地7畝のうち2畝を「退耕」し、2畝にトウモロコシとソラマメ、2畝にジャガイモを栽培し、すべて自家用にするが、1畝にタマネギを試験的に植えている。タマネギ栽培を始めたのは、妻と嫁とともに大蒲溪出身で、大蒲溪でこの1~2年に白菜やタマネギなどの経済作物の栽培が始められた事情に詳しかったこと、生全と永安の出稼ぎで4000元あまりの現金収入があつて経済的に比較的安定していること、また生全が大寒では珍しい50代の中卒者で中学時代を県城ですごしており、外部の情報に対して比較的敏感なことが考えられる。情報力と先見性をもつた者が第一歩をふみだし、その成功を待って後に続くという保守的な土地柄がよく示されている。.

(3) 甘堡郷聯合(雄爾)村における再移住とその背景

聯合村は旧名雄爾村で、1970年代に蒲溪郷から30戸が移住した村である。平均海拔高度は約2000メートル、雜谷腦河をはさんだ蒲溪郷の向かい側の山腹に位置する。文化大革命期(1966~1976)に労働改造農場として開拓され、文化大革命終了後、政府は農場を閉鎖して旧住民を帰郷させ、その後に新たな住民を募集した。新住民の多くは、人口の増加に対して十分な耕地が供給できない周辺の集落出身者であり、1977年からの3年間に65戸が移ってきた。蒲溪郷からは34戸、121人が移住した。政府は新住民に対して、3万斤

第3章 蒲渓チャン族郷における人口移動

の食糧とトラクター1台、脱穀機1台、製粉機1台を無償で提供し、3年間は税金を徴収しないとした。当時、すでに車の通行可能な道路が麓の県道から通じており、電気は1960年代に、水道も1979年に引かれていた。また周辺村から開墾のための援助隊を組織させて新たな耕地を開き、1983年、新住民には1人あたり平均1.6畝の耕地を分配した。1人あたりの耕地面積は周辺村のなかでも多いほうであったが、蒲渓郷に比べて乾燥しており、ほとんど毎年旱魃に遭うために、現在も政府から災害救済米の援助を受けている。水源の確保は常に大きな問題であり、10数年にわたって政府からあわせて水道管4000メートルの支給を受け、人と家畜の飲料水だけは02年によく確保された。小学校は80年に1～4年生まで設置され、02年は在校生が55人、教師が2人いる。

2001年の現地での聞き取り調査によれば、総人口は250人、うち15～60歳の労働人口は約100人、総戸数40戸で、1組には31戸、2組には9戸いる。耕地面積は1人あたり1.8畝で、総面積は約450畝で、トウモロコシやジャガイモ、ソラマメのほかソバ、コムギ、チンクー麦を生産し、サンショウも1戸あたり300株栽培し、平均して約100株から300元の収穫がある⁸⁾。家畜は1戸あたりブタ2頭、馬は2戸で1頭飼っており、ヤギは各戸が平均20～30匹飼育していたが、「退耕」開始時にすべて売り払った。1人あたりの平均年収は約400元で、「扶貧」水準の500元に満たないが、すでに1戸あたり平均7～8畝を「退耕還林」しており、補償が1畝につき米207斤支給されているため、食糧の自給はほぼ満たされている。ただし旱魃時には飼料の購入が必要である。

経済水準では平均的な周啓富(58歳)家は、70年代末に一家6人で蒲渓村半坡から移ってきた(図24)。家族は妻(57歳)と娘2人、息子2人で、長女は村内に嫁いだが、後に汶川県三江に移住し、次女は蒲渓村下寨に嫁いだ。長男は小卒で、毎年半年以上、阿壩や紅原などに漢方薬材の採取や石匠の出稼ぎに行き、約2000元の年収がある。次男は蒲渓郷奎寨に婿入りした。1983年当時、耕地は8.6畝で、トウモロコシ5.5畝とジャガイモ2.5畝を栽培して食糧と飼料にした。また政府はサンショウ栽培を奨励し、苗代金の70パーセントを援助した。白菜は水源の足りない当地の気候にあわないために栽培されていない。家畜はすべて自家用で、ブタ1頭と黄牛1頭、ヤギ7匹、ニワトリ数羽である。年収は一家で500元にみたず、出稼ぎで現金収入を得て不足の食糧を買った。

その後、移出した家庭の農地を11畝請け負って19畝とし、1998年から2002年にかけて少しづつ退耕してすでに8.7畝の退耕し、補償の米で食糧は十分である。残りの耕地ではトウモロコシ7畝とジャガイモ、ソバを作り、サンショウは400～500株栽培して1000元の収入があった。2001年の現金収入は3000元である。一方、消費については、種子などの購入費が約200元、酒やタバコ、菜種油、生肉などの食費に3000元かかった。食糧は自給できるようになったが、現金収入の増加があまりみこめない。毎年、数百元の恒常的な支出超過であり、農業生産にかかる経費は一部を郷信用社から掛け買いしている。長男

によれば、1995年にやっとテレビを購入したので次はDVDが欲しい、将来はトラックを買って商売を始めたいという。

以上のように、聯合村では「退耕」の補償のおかげで90年代後半にようやく住民のほとんどが「温飽」水準に達し、生活の改善がみられた。しかし新たな現金収入増の道が開けたわけではなく、生活は依然として苦しいため、再移出がなお続いている（図25）。1994年までに7戸、1995年から2000年までに18戸が移出し、薛城郷木卡から来た6戸は5戸が再び故郷にもどった。移出した蒲渓郷出身の13戸は、5戸が理県永固山、3戸が米亜羅県八角調、3戸が汝川県三江郷農卓村、2戸が理県農家樂郷色爾溝である。移住先にはすべて知り合いの先発組がおり、それをたよって移出した。移住の経費は平均1000元かかるため、旧家屋を残留した住民に売ってそれにあてた。彼らがあげる再移住の理由は、雄爾は水源が絶対的に不足しており、降雨にたよった農業活動を行わなければならないこと、耕地に対して人が増えすぎたこと、薪の不足等である。雄爾村や小火地のような例は、「退耕」の補償が劣悪な条件の土地では十分な効果はなく、その土地を放棄せざるをえないことを示している。

おわりに

蒲渓チャン族郷では、山腹の蒲渓村と河谷河壩村において改革開放後および「天保」「退耕」実施後の人口移動に違いがみられる。山腹集落では改革開放後も従来の自給的な農業生産を変えることができず、現金収入を得るために成人男性が農閑期を利用して山間の漢方薬材の採集や木材の伐採や運搬などの出稼ぎに出た。しかし近年の「天保」と「退耕」は、山に依存していた伐採や運搬の仕事の激減や漢方薬材採取が困難になるという状況をもたらし、現金収入が減少した。現状では、従来の出稼ぎにかわる新たな仕事がみつからないまま不安定な道路工事などの臨時仕事にたよるしかない。ただし「退耕」の補償によって当面の5~8年間は米の現物支給で食糧は確保されており、生活の困窮にはいたっていない。しかし補償がなくなった後のことは不明である。また「退耕」によって畠が減ったことで農業の人手があり、一層の余剰労働力がうみだされている。近隣の地方都市ではそれらを吸収する就業機会があまりなく、貧困村の若者の多くは沿岸部の大都市へむかいい、何年も故郷へもどらず、行方不明になった者もいる。蒲渓村では戸籍上的人口変化はあまり大きくなかったが実質的な離村が進み、労働力移動の遠隔化や長期化が目立ってきた。また小火地や聯合村のように現状に希望がみいだせない集落の住民は、移住によって活路を開こうとしている。しかし「退耕」は山間地での新たな開墾を禁止するものであるため、汝川県の高山村のように、先住者がよりよい土地をもとめて出て行った跡地に再移住先を求めるしかない。それでも現状よりは良いという判断であり、再移住先での生産や生活も決

して楽ではない。

これに対して河谷集落の河壩では、改革開放後にサンショウ栽培に成功して、外部からの移入が増えた。また出稼ぎが激減し、季節的な人の移動が少なくなった。さらに「退耕」によって増加した余剰労働力は自己資本をもとにした運輸業や商売、建築専業集団へと転換し、外部での長期の仕事が増えている。

註

- 1) 経済改革と対外開放政策。1978年12月中国共産党第11期中央委員会第3回全体会議（11期3中全会）での決議に基づき、鄧小平を中心に進められた経済システム全般の改革。経済改革では人民公社の解体や農家経営請負制による農村改革、計画経済から市場経済への転換などが推進され、対外開放で人、物、金の移動を自由化し、外資の導入と貿易の拡大がはかられた。その影響は経済だけでなく、政治・社会、思想・文化において、各分野での自由化、流動化、国際化が進んだ〔天児慧等編著『岩波 現代中国事典』岩波書店 1999：237-240、675-677〕。
- 2) 中国国民は、1951年の「都市戸口管理暫定条例」と1958年の「戸口登記条例」により同居の家族を単位として「戸口」（戸籍）の登録が義務づけられており、「戸口本（簿）」は公安機関が厳重に管理した。戸口には「都市戸口」と「農村戸口」があり、大学入学や軍への入隊等を例外として、農民が都市へ移ることは禁止され、一般的な移動も「常住地の市または県の範囲以外の都市に3日以上寄留するとき」には地元の公安機関への申告が必要であった（「戸口登記条例」第15条）。しかし改革・開放下で農村の大量の余剰労働力が都市へ流入し（「民工」）、従来の戸口制度による管理が難しくなったために、1985年からは各人に居民証が発行されている。居民証は中国公民としての身分証明書で、各地の公安機関が発行し、16歳以上の全国民は常時の携帯が原則である。各都市では、都市への人口流入や無戸口のまま都市で働く人々の増加に対して各地域の条例によって都市戸口取得の条件改正に努めている〔辻康吾・加藤千洋編著『原典中国現代史 第4巻 社会』岩波書店 1995：98-103〕。
- 3) 「中国林業六大戦略工程」の6プロジェクトとは、1.「天然資源保護工程」、2.「退耕還林工程」、3.「環北京地区防砂治砂工程」、4.「三北」（華北・東北・西北平原）和長江中下遊等重点防護林建設工程」、5.「野生動植物保護及自然保護区建設工程」、6.「重点地区速生豊産用材林基地建設工程」である〔中日新聞社 2002年2月22日〕。
- 4) 西部大開発とは、国家の開発戦略の重点を従来の東部沿岸地域優先から立ち遅れた西部内陸部に移行し、東西の経済格差を是正することを目的として1999年から推進されている国家プロジェクト。背景には拡大する東西格差、悪化する生態環境、少数民族の貧困問題、WTO加盟の影響緩和などがあり、2001年の第十次五ヵ年計画の中では、①インフラ建設、②生態環境保護、③産業構造の調整、④科学技術・教育の発展、の4点が重点項目とされ、2000年の国家発展計画委員会による中西部発展のための10大プロジェクトにも「中西部の耕地の森林・草地化、生態建設、植樹」が盛り込まれている〔藤田法子・在中国日本国大使館経済部専門調査員「中国西部大開発について」2000年12月〕。
- 5) 劉鋒『中国西部旅遊發展戦略研究』中国旅遊出版社、2001年など。
- 6) 小火地寨では、家の経済が困難であるために学費が払えない児童が数人おり、小学校教師で小火地寨の組長が立て替えている。蒲溪村の他の集落では学費が払えないという状況は現在ではほとんどみられない。
- 7) 分家にあたっては、慣習に従って旧家屋は長男に、次男には家屋を新たに建て、一族の長老を

立会人として家財道具を価格がほぼ同じになるように分け、分配後、親族（妻方も含む）が両家に分かれて食事をした。財産の継承は、原則として兄弟が均等に分配する。なお双家の家族の教育水準は、男性はみな小学校卒業であるが、女性は30代前半の若い2人の妻たちも文盲である。大寒寨は閉鎖的な環境にあって伝統的な習慣や意識が根強く残されているため、近年まで女性の教育を不要とする考え方があった。10年ほど前まで女子が学校教育を受けることはほとんどなく、20代以上の女性の多くは文盲である。現在では10代の女子のほとんどが小学校教育を受けており、村外の飲食店で働く者も少数ではあるが現れている。母親の世代は村内だけで一生を終えたらせっかく習得した普通語（中国の共通語）もすぐに忘れて貧しい今まで終わってしまうことを体験的に知っているため、娘が外に出ることにあまり反対しない。

- 8) 農産物の畝あたり生産高もこの10年間にやや改善されている。トウモロコシは1983年には300斤であったが、1987年には400～500斤になった。県農牧局の指導のもと1985年には品種改良された種子、1987年には「地膜覆蓋」の栽培法が導入された。ただし蒲溪村の畝あたり生産高700～800斤にはかなり劣る。

含む)が両
双方の家族
も文盲で
り、近年ま
ることはほ
どが小学校
代は村内だ
しままで終
る。
83年には
手には品種
あたり生

第4章 蒲渓チャン族郷における改革開放後の経済活動

はじめに

本章の目的は、蒲渓チャン族郷における改革開放後の経済活動の変化を、豊かになっていった河谷集落の河壩村河壩と貧困から脱しきれない山腹集落の蒲渓村下寨の状況を比較しながら、その格差の形成の過程と要因を分析し、今後の展開を考察するものである。

1. 蒲渓郷の経済における改革開放後の諸政策の実施とその影響

(1) 「天然林保護」・「退耕還林」政策の実施とその影響

阿壩州理県蒲渓チャン族郷は、海拔高度 2000 メートル以上の閉鎖的な山間斜面に位置していたため外部からの防御には適していたが、厳しい自然と耕地面積が制限されていたことから経済的には県内で最も遅れた地域となり、民国時代まで年間 3 カ月の食糧が不足していたという。そのため成年男子の多くが外地に肉体労働の出稼ぎに出て現金収入を得なければならなかった。また近年においても、90 年代初期の 1 人あたりの平均年収は 504 元、純収入は 392 元で、「温飽」最低ラインの純収入 300 元に近く、県内平均の年収 713 元、純収 540 元にも大きくおよばない。

しかし 1980 年代から進められた改革開放政策下では政府の援助と奨励によってサンショウが導入され、河谷集落では栽培に成功して所得が向上し、出稼ぎが激減した。それに対して海拔高度が 2 千数百メートルの山腹集落の蒲渓村ではサンショウの栽培高度の限界が海拔高度約 2200 メートルであったためにサンショウの商品化ができず、従来どおりの伐採や漢方薬材採取などの出稼ぎを続けるほかなかった。ただし 1980 年代後半に県農牧局の指導のもとでトウモロコシの栽培に「地膜覆蓋」の技術をとりいれたことから、トウモロコシの畝あたりの生産高が 500 斤前後から 700~800 斤に向上し、自家用以外の食糧を売って米を購入できるようになった。

さらに 1990 年代後半から実施された「天保」と「退耕」は、従来とは違った経済的影響をあたえている。阿壩藏族羌族自治州、および理県蒲渓村での実施はつきのようである。

阿壩州では¹⁾、まず 1998 年 9 月に天然林の商業的伐採を全面的に禁止する「天保」が始まった。さらに 1999 年 9 月には阿壩州を訪れた朱鎔基総理が「退耕還林、封山緑化、以糧代賑、個体承包」という方針を出して「退耕」の推進と転換地に対する経済補償を明言した。これは、林業を主幹産業として年間財政収入の約 45 パーセントが林業関係による同州にとって最も必要とされた処置であった。すなわち阿壩州では、「天保」によって 80 年代

初期には 14.1 パーセントまで低下していた森林被蓋率が 21 パーセントまで回復したものの、その一方で州や各県の財政が大打撃をうけたばかりでなく、関連する製紙工場や木材加工場が倒産し、住民が現金収入源としていた木材運輸や道路建設、伐採の仕事も激減して個人の所得が激減した。州の規定による補償は、1 畝あたり年間 200 斤の食糧を経済林であれば 5 年間、生態林であれば 8 年間支給し、50 元の種苗費と 20 元の補償費もだした。

蒲溪郷では、1 畝あたり年間 300 斤の米と 50 元の種苗費、20 元の補助費が支給され、補償期間中の免税処置がなされている。その結果、これらの補償はむしろ一時的にせよ彼らの生活を豊かにし、経済的に最も遅れていた地域の多くで初めて「温飽」（生存のための食糧は確保され、飢えることはない状態）水準に達し、毎日、米飯を食べることができるようになった。しかしその代償として樹木の芽を保護するというスローガンのもと、すべての家庭がヤギを 1 匹平均百数十元で売り払った。ヤギの減少は 80 年代の「森林法」の時にすでに蒲溪村の大蒲溪ではほとんど売り払われたが、90 年代末の「退耕」ではついに郷内からほとんどが消えてしまった。

（2）「扶貧郷」の指定

蒲溪郷は、2002 年に國家級「扶貧郷」²⁾に指定された。それによって 100 万元の援助金とインフラ建設のためのセメントや砂、レンガなどを無償で受けた。郷では「9 改 6 通」（9 項目の改善と電気など 6 部門の開通）というスローガンをたててトイレや台所、窓（数を増やし、大きくする）、カマド（人用と家畜用を分ける）、水まわり、中庭、住居（人と家畜を分ける）等などの改善、水道や電気、電話を引く、テレビ放送の受信、道路を造る等を目標として、次の 5 点を重点項目とした。①各村と河壩村を結ぶ車の通行可能な道路を作る、②電力の高圧化、③住宅の改善、④蒲溪小学校の改築、⑤衛生院の改築整備である。なお郷内の公共の仕事については、一戸あたり年間 100 数日の労力（16 歳から 60 歳までの男女）の供出が義務づけられた。

このうち道路の開通は、河壩に経済的に大きくでおくれた山腹の 4 村にとって最重要項目であり、今後の発展のために不可欠のものであった。まず 1998 年には奎寨まで、1999 年には休渓と大蒲溪まで、2000 年には色爾までの道路が開通した。山腹の 4 村は高度が 2200 メートルを超えるためにサンショウの生産には適さなかったが、白菜やタマネギなどの野菜の品質が良く、車の通行可能な道路を通じたことにより都市向けの大量出荷が可能になった。

道路工事には、経済的には政府の支援があったが、実際の工事には各村の住民が労働力を供出し農閑期を利用してあたった。例えば大蒲溪までの道路は国家から 16、17 万元の援助と原料の提供を受け、第 1 期は 1997 年 11 月 17 日からの約 3 カ月と翌年冬の 3 カ月で、2002 年に道幅を広げる 2 期工事を行った。工事は競争方式が採用された。蒲溪村の 16 歳から 60 数歳までの男女（1 人 1 日分を 1 労力と計算する）を半坡・上・下・大寒の 4 つの

大組に分けて大組長をきめ、大組の下をさらに5小組にわけて20の小組長をきめる。毎日210~250労力を投入し、遅刻1分につき0.1元、1日欠席したら20元払う。予定の道路を4つに分けてそれぞれの大組に請け負わせ、最も早く、最も見事に道を作った大組にヤク1頭を与える、というものである。大蒲渓では、道路の開通によって2002年から複数の家庭で都市向けの白菜やタマネギの栽培と出荷が試みられており、コストの削減と市場価格の安定にさらに公的な支援があれば、その経済的効果は十分期待されると思われる。

このほか台所の改善については、河壩では森林保護のために薪を多く消費するカマドをプロパンガスにかえ、台所の設備を都市並に整備することがすでに始まっている。また大蒲渓では、まずカマドを人用と家畜用に分けることから始められており、さらに1983年に山の水源から引いた6つの共同水場を96年から戸別にする工事が行われた。国からは水道管が無償で提供され、工事は各戸が15日間の労力を提供した。蒲渓小学校は国から3万元の援助をうけ、2000年9月に着工、農閑期を使って各戸が10日間の労力を出し、2001年夏に完成した。郷衛生院（1958年設立）は1996年に新築され、中専医学専科卒の医師が一人常駐する。手術が必要な時は県の病院におくる。出産時の嬰児や妊婦の死亡がまだたびたび発生しているため衛生院での出産を勧めているが、特に山腹集落では嫁ぎ先で姑や産婆さんの助けのもとで出産することが多い。

以上のように「天保」や「退耕」は、実施当初は経済的補償がなかったために木材伐採を主とした当地の出稼ぎに収入の激減という大きな影響をあたえたが、米の実物支給という補償が始められてからは家庭レベルでは実質的な収入増となり、救貧対策の1つとして住民に歓迎され、長期にわたる補償が切望されている。ただしこれはあくまでも5~8年間という期限付きであり、将来の補償はなにもない。一方、郷レベルでは「扶貧郷」に指定されたことにともなう財政援助によって道路や学校、高圧電化などのインフラ整備が進み、共和国成立以降の50年間にほとんど変わらなかつた村の景観が徐々に変わり始めている。特に車の通行可能な道路が全村に開通したことで山腹の4村では新たな経済作物として都市向け野菜の栽培が始まつており、出稼ぎ以外の現金収入の道が開きかけている。

2. 山腹集落における経済活動の変化

(1) 蒲渓村における経済変化

蒲渓村の経済について1990年代前半と2000年前半を比較し、改革開放後の20年間ににおける10年ごとの変化を分析する。

1993年の統計によれば、蒲渓村は総人口669人、総戸数127戸、総耕地面積が1271畝で、1人あたりの平均耕地面積は1.89畝、1戸あたりは10.0畝である。耕地の分配は1983年の人民公社解体時に行われて以来、再分配は実施されていない。分配は男女平等を原則

とし、1人あたりの耕地面積は、大蒲渓（下寨と上寨）では18～50歳に4畝、50～60歳に3.5畝、60歳以上と18歳未満には2.5畝であった。他の集落は年齢に関係なく一律で、半坡では2.2畝、大寒では1畝、小火地では3畝であった。しかしこの10年間に人口の自然増加に対して開墾などによる耕地の増加がほとんどなかったために、耕地はかなり逼迫している。食糧の自給がほぼ可能な集落は大蒲渓と半坡で、大寒と小火地はかなり厳しい。蒲渓村の5集落の農作物、家畜飼育の状況はつぎのようである（表20）。

小火地では、海拔高度が3000メートルを越え、土地が痩せていたために収穫量の劣るチングー麦やコムギなどしか収穫できず、年間3～4ヶ月分の食糧が不足する。そのためヤギを飼育して食糧と交換する。大寒も耕地が絶対的に不足している。大蒲渓では食糧の自給はほぼ満たされている。しかし商品作物として奨励されたサンショウやリンゴは、河谷で成功した後の1986年に導入されたが、蒲渓村は栽培限界の海拔高度2200メートルをかなり超えていたために商品化が難しいことが1990年代前半にほぼはっきりした。そのため現金収入のほとんどを従来どおり、伐採や道路工事、石造りの家屋建築の手伝い、漢方薬材採集などに依存している。漢方薬材の採集は古くからの副業であるが、近年は資源の枯渇が問題になっている。伐採は民国時代以来の出稼ぎで、人民共和国になっても盛んに切り出され、人民公社時代には生産小隊単位で集団出稼ぎを行った。改革開放後は毎年農閑期に伐採にてて1000元前後の収入があり、他の仕事よりきついが、収入はわるくない。大蒲渓より約500メートル海拔高度が低い半坡ではサンショウの栽培が可能であり、近年は導入が進んで出稼ぎが不要になった家庭も出現している。

以下では、1950年代から1990年代までの大蒲渓の生業活動の変化を通して、チャン族の伝統的な生業形態の変化を分析する。大蒲渓は無霜期間が年間約200日であるため一年一季作で、主にトウモロコシを栽培し、ジャガイモやチングー麦、ソバも少量作る。またトウモロコシの間作に「白雲豆」を栽培する。1993年の栽培状況によれば（表21）、トウモロコシは1950年代には畝あたりの収穫量が約300斤にすぎなかつたのが、1980年代には地面をビニールで覆う「地膜覆蓋」の技術が導入されて収穫量が2～3倍に增加了。トウモロコシの増産によって余剰分（多い家庭で1000斤）を河壩の供肖社で1斤あたり0.38元で売却し、1斤0.7元の飯米を購入する。残りは飼料にする。チングー麦は1958年に人民公社化された時に畝あたりの収穫量が少ないと理由にほとんど栽培されなくなつたが、1980年代以降、チャン族の儀礼に欠かせないチングー酒の原料であることから複数戸が少量栽培している。

商品作物としては、「白雲豆」やサンショウ、リンゴが政府から奨励された。「小白豆」は飯米との交換率が1:1.4と高いことから、特に地味のよい畑でトウモロコシの間作として栽培された。サンショウは、王水泉によれば1986年に国家から1株につき3分の補助金をもらい、麓の河壩村の王金山から苗1株を5分で700株買い入れたが、1993年に残つた

のはわずか150株にすぎず、収穫量も30斤だった。サンショウは海拔高度2700メートルの大蒲渓では質量ともに商品化は無理であることがわかった。1993年度の1株あたりの収穫量は、河壩産では0.75斤であるのに対して大蒲渓産はわずか0.1斤にすぎず、1斤あたりの価格も河壩産11元に対して大蒲渓産は9元であった。またリンゴも同様であった。大蒲渓では各戸あたりの栽培は数株で、小さいものが少量しか収穫できず、自家食用で利用するだけであるが、河壩では各戸あたり200~400株を所有して、1株につき大蒲渓の10倍の30斤が収穫され、1斤0.5元で売買された。よってリンゴ栽培のみで両村の収入差は3000~6000元あった。

家畜はヤギやブタ、ニワトリ、犏牛（ヤクと黄牛の交配種で耕牛とする）などを飼うが、原則として自家用であり、緊急の出費の時には売る。黄牛は1頭500~700元である。ヤギは彼らが居住する森林資源の少ない山間には最も適した家畜で、かつては各戸が平均10匹以上所有して、重用した。糞は肥料や燃料に、皮や毛は衣服に、肉は食用に利用され、祭りの際の犠牲獸としても欠かせなかった。しかし人民公社解体時に分配されると、人手不足を理由に多くの家がこれを売り払った。ブタは、自家食用として毎年春節前に数頭殺して肉と油、内臓に分け、屋内に干して〔pis〕を作る。〔pis〕は1年間のタンパク質源であるばかりでなく、冠婚葬祭や春節時に酒とならぶ主な贈物として不可欠である。

耕牛は1戸あたりの所有が約0.5頭で、平均して3~4戸が2頭を共有する。土質が堅く、2頭のウシで1本の犁を引くという整地法が伝統的に行われているためである。耕牛を共有する「牛親家」³⁾は、一般に、分家した兄弟間や使用時期のずれる高度が異なる他の集落の知人や親戚間で結ばれる。耕牛は3月から9月までは「牛親家」の間で順番に世話され、10月1日に「牛王会」を終えて翌年の春まで山頂の牧場で放牧される。ヤクは人民公社解体時に各戸に分配されず、そのまま村民委員会の管理下におかれた。総数197頭のうちの180頭を村が所有し、山頂の牧場で委託飼育されて、毎年、彭県の肉加工場などに売る。利益は村の公共事業の基金にされ、1993年時には麓までの荷物専用ケーブル資金として積み立てられていた。

家畜については、人民公社解体後の10年間につきのような変化があった（表22）。ブタを除くと、全体に飼育数は減少傾向にある。特にヤギは約1700匹いたのが3分の1まで激減した。住民の話では、家畜数の減少、特にヤギの放出は人手不足が大きな原因であるという。当集落では、男性が出稼ぎなどで1年の半分以上を不在にするために、残された女性や老人の農作業や家畜の世話における負担は重く、人手を要するヤギの飼育は敬遠された。また1980年代には化学肥料が無償で提供されたり、衣服も時間をかけて手作りするよりも購入したほうが簡便であるなど、ヤギの利用価値が低下している。そこで大蒲渓では、人民公社が解体されて家畜が分配されると、村内のほとんどのヤギが甘孜州などから来たチベット商人に1匹約7元で売った。

ただし家畜に対する依存度は、村内でも集落によって一様ではない。表 22 の各集落別の家畜飼育状況によれば、ブタ、ニワトリ、ウマなどの戸別の頭数はみな自家用の範囲内にあって集落間にはそれほどの差異がない。しかしヤギは、大蒲渓ではほとんどが売り扱われてしまったのに対して、小火地では全戸が平均約 20 頭を飼育する。小火地の場合は、海拔高度が高くて食糧の自給ができないために、家畜飼育は農作業とならんで重要であり、ヤギは穀物を手にいれる時の交換物にもなる。また半坡や大寒でもおよそ半数の家で平均 20~40 頭が飼育されている。大寨の場合は、副業の主流が出稼ぎよりも漢方薬材の採集であり、男性の在宅日数が大蒲渓よりも多い。半坡では、サンショウ栽培による収入が増えた家庭では男性が出稼ぎに出る必要がなくなり、労働力に余裕がみられる。このように半坡と大寨では家庭内の男性労働力が大蒲渓よりも多く、そのことがヤギ飼育の可否に影響している。

以上のように 1990 年代前半の蒲渓村では、小火地や大寒以外では食糧はほぼ自給可能であったが、商品化できるものが何もなかつたために男性が農閑期に外部に出稼ぎにてて現金収入を確保し、女性や老人が日常の農作業や家畜の世話などを担うという伝統的な生業形態はほとんど変わっていない。一方、改革開放後は、蒲渓村においても様々な商品がはいるようになって消費生活が少しずつ豊かになっており、出稼ぎを主とした現金収入への依存度は高くなっている。

さらに 10 年後の 2000 年代前半には、つぎのような変化があった（表 23）。2001 年の統計によれば、総人口 593 人、総戸数 117 戸で、小火地や大寒で移住家庭が増えた結果、人口、戸数ともかなり減少した。しかし「退耕」によって耕地面積が大きく減少しており、1 人あたりの耕地面積は 1.8 畝でやや減少という程度であった。また「退耕」分の補償として米あるいは麺が支給されてほぼ全村で食糧の自給が可能となり、余剰分は売って現金収入にしているため、暮らしは楽になったという。

農作物の栽培については、耕地面積の減少分のほとんどがトウモロコシとジャガイモの作付面積の減少となって現れている。トウモロコシは 30 パーセント減、ジャガイモも 70 パーセント減、ソバやチンクー麦、サンショウ、米との交換作物だった「白雲豆」はほとんど栽培しなくなっている。ただし食糧生産を主とする従来型農業であることにかわりはない。変化は 1999 年以降、大蒲渓を中心に白菜栽培を始める家庭が増え、作付面積が 3 倍の 60 畝になったことである。道路の開通により、大量出荷が可能になったことが大きな要因である。しかし白菜は価格が不安定である、生鮮食品であるため販売ルートの確保や輸送に注意しなければならない、生産コストが他に比べて割高である。例えば王もと村長は 2001 年に 2 畝で 4000 元の収入があったが、種代や殺虫剤、ビニールシート、化学肥料などで 1 畝あたり約 120 元かかり、自分で出荷すれば売値は高くなるが、運送費にさらに数百元かかるという。

家畜は、大蒲渓以外の4集落で850匹いたヤギが「退耕」によって放牧が禁止されたために、小火地で数十匹を残す以外、すべて1匹8~9元で売られた。他の家畜は自家用である（表22）。

出稼ぎはほぼ全戸で行っている。毎年半年以上、主に昔から出向いていた北西のチベット族地区の馬爾康や阿壩、紅原、米亜羅などに家屋建設の手伝いや道路工事、漢方薬材の採取に行き、年収1000~2000元稼ぐ。伐採の仕事はほとんどない。

以上によれば、蒲渓村においては、この20年間に従来のトウモロコシ生産を中心とした農業生産を行い、出稼ぎによって現金収入を得るという伝統的生業形態に大きな変化はみられない。むしろ肉体労働を中心とした出稼ぎは、仕事の内容や収入の条件が年々悪くなっている、伐採に替わる比較的安定した現金収入源はみつかっていない。「退耕」の補償が続く5~8年間に、白菜以外にも別な経済作物を開発して、安定した収入を確保する必要がある。

（2）大蒲渓における家族と家庭経済の変化

表23によれば、蒲渓では、「退耕」によって総耕地面積の約40パーセントが耕地から樹木地に転換された。そのため1人あたりの耕地面積はやや減少して1.8畝になったが、政府に納める公糧は1畝あたり6斤と変わらないものの、特產税が免除されて税金は1人あたり約8元から1.1元に減額された。しかし年収については、2001年でも1万元を超える家庭は2~3戸にすぎず、多くが年収4000~5000元で10年前と比べて大幅な増収はみられない。ただし米の現物支給がある分、暮らしやすくなっているという。

出稼ぎは全戸が行っているが、改革開放後に比較的収入のよかつた伐採などの山仕事を類は、「天保」開始後はほとんどない。出かけるのは従来の地域で、臨時の道路工事などに数人で行くが、悪質な手配師にあって賃金が未払いのままのケースもある。手に職をつける仕事としては木工がよいとされ、村の師匠について数年間見習い修行をし、独立した者が2~3人いる。木工は農閑期を中心に主にチベット族地区をまわり、2000~3000元の年収がある。また若者の中にはこの3、4年の間に成都や広西など遠隔地の工場に出稼ぎに行く者も現れているが、村を出たまますでに数年以上帰郷していない者が5~6人いる。目下、出稼ぎには数十年來の肉体労働的な仕事しかなく、一方で中学校までの義務教育が普及し始めており、都市にてた同郷者を頼って遠くの大都市に働きに行く者も増えるかもしれない。河谷の集落ではその傾向がすでに現れている。

以下では、下寨の3戸を事例として、家庭経済の変化だけではなく、家族構成や日常生活、集落全体の変化も視野にいれて、この20年間の変化の様相と要因を分析する。表23でも明らかなように、下寨には大きな貧富の差がなく、経済的にはそれほど豊かではないものの、従来の生活をおくるには困らない生活環境にある。

事例1：王久清家の場合（図26）。1940年代、家には久清の父と母（休渓村出身）、兄、妹、本人の5人がいた。王家は下寨の中でも最も古い家の1つである。兄は河壩村から潭

姓の妻を迎える、家屋と8畝の畠をもらって分家した。久清は、最初の妻に先立たれた後、河壩村溝口の陶家に婿入りした。大蒲渓には同世代に適当な娘がおらず、陶家には息子がないなかったからである。久清の両親は妹に婿を迎えて同居し、60歳になる前に死んだ。当時の平均的な寿命であった。その後、久清は1949年に溝口で「土匪」に襲撃されたために、一家で大蒲渓に戻ってきた。再婚後に2男2女をもうけ、長男は王姓、他は陶姓を名のつた。娘2人は同村・半坡の堯家と隣村の休渓の徐家に嫁ぎ、次男は知人の紹介で薛城に婿入りした。久清は1999年に亡くなった。2001年、相泉（48歳）と妻（54歳、下寨・韓姓）、娘（27歳）とその婿、2人の娘、母（67歳）の7人家族である。息子は、1992年から電気のスイッチ製造工場に働きに行ったままもどっていない。そこで1995年に娘に婿をとって同居している。

チャン族社会では婿入りが伝統的に盛んである。王家では祖父と久清が2代にわたって婿入りし、久清の妹や兄の娘、孫娘も婿を迎えた。彼らの習慣では、財産は兄弟による均等相続が原則であり、複数の兄弟が分家することは貧困化を意味する。そこで家産を継承して両親を扶養する息子以外の男子は、できるだけ婿入り口をみつけて出て行く。婚入した婿は社会的に軽視されることはなく、経済的にも実の息子と同様に婚入先で一人分の財産を分配される。娘しかいない場合も必ず婿を迎える。

久清はシピ（宗教職能者）でもあった。15歳（1935）の時に韓家のシピの勧めで修行を始め、昼は農業、夜は師匠のもとで学んだ。21歳の時に一人前になって「還願」の儀式を一人で行うようになった。当時、大蒲渓には韓姓、王姓、李姓、余姓に一人ずつのシピがいたが、彼らはまた各集団の長でもあった。しかし彼は1952年の河壩村老瓦寨での儀式を最後に、1984年までシピの仕事はしていない。1984年以後は、かつてのような村全体で行う「還願」ではなく、個人的な「還願」を4回行った。また1993年には葬儀に2回呼ばれた。習慣では、50歳以上で亡くなった者のみが寿命をまとうとしたとみなされ、葬儀にシピを招くことができる。蒲渓郷周辺で完全なシピの術を行えるのは久清だけであり、その名声は高い。さらに1960年から1982年までは大蒲渓の組長もつとめた。大蒲渓では王久清や王定相のように、宗教上の指導者であるシピが共和国成立後もそのまま政治上の指導者になった。シピは概してその所属集団の長であることが多い。大蒲渓でもシピが宗教的行為を行わず、政治的な指導者という役割だけを行った。久清の長男も住民の信望が厚く、1983年から2000年まで村長をつとめ、退任後も村人の相談役、調停者である。

王久清家の家庭経済は、1940年代、1990年代前半、2001年ではつぎのように変わった。

1940年代、王家には畠が全部で20畝あったが、ほとんどを地主の韓家から借りていた。毎年、収穫量の約3分の1にあたる22担（約2000斤）の穀物（主にトウモロコシ）を地主に納めた。トウモロコシのほかにチンクー麦を栽培し、コムギ、ジャガイモ、ソバ、麻（大麻・紅麻）、油菜なども植えたが農業だけでは自給できなかった。家畜はヤギ十数匹や

ブタを飼った。耕牛は3戸で2頭を共有した。山には熊やヒョウ、キバノロなどがおり、8月に狩りに出た。兄は毎年、羌活や貝母などの漢方薬材を取りに山に入り、それを薛城まで売りに行ったり、村に来る漢族の商人に売って現金収入を得た。

なお彼の一家はだれも村の私塾へ通ったことはなく、漢語の読み書きはできなかつたが、簡単な会話はできた。集落の男性は村外へ出稼ぎに行く機会がかなりあったためにほとんどが片言の漢語を話せた。しかし女性は村外に出ることがほとんどなかつたために、漢語は理解できなかつた。解放後、共産党は成人のために漢語速修班を設けて文盲一掃に努めたが、50代以上の女性はいまでも漢語があまりうまくない。集落内では現在もチャン語が日常語である。

50年後の1990年代前半の経済状況はつぎのようである(図27)。耕地は人民公社解体時に17畝を分配された。作付け状況はトウモロコシ7畝、ジャガイモ4畝、コムギ1畝、チンクー麦2畝、大麻0.1畝、残りがソバで、サンショウは1986年に100株以上植えたが、栽培に適さず、10数株だけ残った。収穫はトウモロコシ約6000斤、ジャガイモ約7000斤、チンクー麦500斤で、そのほとんどが自家用と公糧である。人民公社時代に比べてトウモロコシに「地膜覆蓋」の技術と新品種を導入することで1畝あたりの生産量が500斤から800斤に向上了し、1993年は余剰分の1000斤を飯米と交換した。また人民公社時代には生産効率がよくないとして生産していなかつたチンクー麦をチンクー酒用に栽培した。家畜はブタ4頭、ニワトリ6羽、黄牛5頭で自家用であるが、黄牛は緊急時に現金にかえる。主要な家畜であったヤギは、人民公社解体時に16匹分配されたが、人手が足りなかつたためにすぐに1匹7~8元で売つた。耕牛は7戸で4頭を共有している。「牛親家」は半坡が4戸、下寨が2戸で、妹の嫁ぎ先や知人達である。

現金収入は、主に相泉の出稼ぎによる。1993年は春の整地が終了した3月から収穫前の9月まで馬爾康に材木の切り出しに行き、約1000元持ち帰つた。1980年代から1990年代中期までの出稼ぎは隣接する四川チベット地区の馬爾康や阿壩、米亜羅などへ木材の切り出し人夫として出かけることが多い。これは1954年に成阿公路(成都と阿壩県を結ぶ全長634キロ)が開通して以降の動きであるが、人民公社時代には集落で伐採組を組織して出かけた。生産請負制導入後、四川チベット地区では木材の伐採が一層盛んになり、当地からの出稼ぎも増加している。現在では春から秋にかけての農閑期に数人のグループで出かけ、平均して1人あたり500~1200元位の収入を得る。ただし1990年代中期はすでに四川チベット地区の山は乱伐状態になっており、政府の厳しい制限が加えられる直前であった。

2001年の状況はつぎのようである。耕地19畝と開墾した2畝のうち、飛び地であった12畝を「退耕」し、1畝につき200斤の米の支給をうけている。飯米は必要分以上あり、余剰分は売る。トウモロコシは6畝栽培し、1畝あたり800斤収穫して1000斤を1斤0.183元で売り、残りをブタの飼料にした。ジャガイモは1畝栽培して2000斤収穫し、食糧とブ

タの飼料にした。白菜は2畝栽培して20000斤収穫し、1斤0.2元で売って4000元の収入があった。家畜はブタ4頭、犏牛1頭、馬4頭、ニワトリ5羽で、自家用である。娘婿(27歳)が毎年半年以上、出稼ぎに行く。2001年は木羅溝の道路工事に参加して、2カ月で1400元、7月に羌活などの漢方薬材を採取にいって700元の収入があった。総収入は12000元、純収入は4000~5000元であるという。

消費面では、主に食費が約1400元、内訳はタバコ200箱で500元、白酒300斤で600元、清油40斤で120元、衣類が約800元、出稼ぎのための交通費が100元以上(?)かかる。近年は酒タバコの消費が増え、子供用の衣服を買うようになった。日常の食料は米飯と青菜やジャガイモなどの野菜を煮たもの、酸菜(漬物)が主で、時々[pis]を炒めて食べる。ほとんど自給自足である。10年間に増えた家具は、1994年に買ったカラーテレビ、イロリの傍のソファー、1995年に婿を迎えた娘のために購入した衣服タンスである。また窓ガラスが新しく大きくなり、屋上の小さな部屋が穀物や[pis]、ラードを貯蔵する部屋に改造されていた。王相泉家は、大蒲渓の中で最もきちんと整頓された家で、変化がとてもよくわかる。大蒲渓では1990年代中期頃からカラーテレビの購入が増えた。このほか冠婚葬祭などの交際費が少なくなく、年間1000元以上かかる。

また農業生産のコストとして、トウモロコシの場合は1畝あたり種子代35元、地膜(ビニールシート)と化学肥料が50元で、あわせて85元かかる。白菜の場合は1畝あたり種子代が60元、化学肥料が0.8元×20斤で16元、地膜が4.8元×8斤で38.4元、殺虫剤が15元で、あわせて約130元。出荷先は成都や都江堰などで、自家出荷した場合は輸送の車代が1台500元かかる。白菜はトウモロコシに比べてコストはかかるが、売上も大きい。

事例2:王定相家の場合(図28)。1993年は、本人(68歳)、長男(40歳)とその妻(下寨・余姓)、娘3人と息子1人の7人家族である。王定相は、シピであった父に10年間学び、シピとして11年間活動した。1960年からは蒲渓郷の革命工作に参加し、蒲渓や通化、綿池の郷長を歴任して1982年に退職した。妹も当村の婦女連合主任である。2男3女をもうけ、次男は父の辞職とひきかえに理県県城の政府食堂で働いている。娘3人は、それぞれ集落内や薛城に嫁いだが、長女は離婚して戻ってきた。

畑は全部で12畝、1993年の作付けはトウモロコシが6.5畝、ジャガイモが3.5畝、チンクー麦とコムギがそれぞれ1畝で、トウモロコシの間作に「白雲豆」を作った。サンショウは60株ある。収穫量はトウモロコシが5800斤で、そのうち1000斤を1斤0.38元で国家に売り、残りを飼料にした。ジャガイモは7000斤のうち6000斤を飯米120斤と交換した。「白雲豆」は250斤収穫し、1斤あたり1.4斤の飯米と交換し、1日に1度は米飯を食べる。チンクー麦250斤とコムギ200斤は自家用である。サンショウは9斤しか収穫できなかつた。分配時の畠地が肥沃であったため畠あたりの収穫量が比較的高い。収穫物は基本的に自家用であるが、量的にかなり余裕があるため飯米と交換している。家畜はブタ

が4頭、ニワトリが13羽、黄牛が6頭、馬2頭（運搬用）で、耕牛は5戸で2頭を共有している。共有者は、下寨2戸、郷内の色爾村3戸の友人達である。

主な現金収入は長男の漢方薬材採取による。採取は郷内の海拔高度約4000メートルの山頂にある双海子周辺で行う。4月下旬から5月5日までは冬虫夏草や羌活を採取し、6月6日から7月半ば頃までは貝母をとて県城の理県医薬公司に売りに行く。通常は友人と3~4人で年間数ヶ月ほど山にはいる。約1ヵ月羌活を採集して300元、他の薬材とあわせると1000元前後の収入があった。漢方薬材は古くから主要な副業であったが、近年は次第に資源が減少している。郷政府では、栽培が比較的容易な当帰などの人口栽培を計画しているが、まだ着手されていない。

2001年には、12畝の耕地のうち7畝を「退耕」し、補償の米で自家用には十分な量がある。しかし残り5畝には依然としてトウモロコシ3.5畝とジャガイモ1.5畝を栽培し、食糧自給を目的とした形は放棄していない。替わりに飯米との交換用の「白雲豆」やチング一束、コムギ、サンショウの栽培をやめた。現金収入は発元の漢方薬材採取と家屋建築の石匠の出稼ぎで年収3000元、さらに定相の年金が年間6000元ある。家畜はブタ4頭、犏牛1頭、馬2頭、ニワトリ6羽、黄牛4頭で、黄牛は1頭500~600元で売る。王定相家は20年間で総体的に収入の増加はあったものの、家庭経済の形は結果的にほとんど変わっていない。

事例3：徐元生家の場合（図29）。1993年、家族は本人（53歳）と妻（53歳）、長男（25歳）、次男（20歳）、三男（14歳）の5人である。徐元生の母と妻の父は実の兄妹である。かつて婚姻は、「親上加親」が尊ばれ、特に兄弟の娘と姉妹の息子の婚姻が理想とされた。妻の王順芝は一人娘だったので婿をとった。彼自身は改姓していないが、子供達は全員母方の姓の王姓を名のっている。

畑は全部で8畝ある。トウモロコシが5畝で4000斤、ジャガイモが3畝で1000斤の収穫があり、ともに自家用である。サンショウ1株とリンゴ1株がある。家畜はブタが4頭、ニワトリが4羽で、耕牛は人民公社解体時に分配された2頭を3戸（半坡1戸と下寨2戸）で共有している。トウモロコシ50斤を公糧として、42元を農業税として納めた。

副業は、3月から9月の農閑期に父と息子が石匠をした。父はギャロン・チベット地区的米亞羅に行き、長男はさらに西の阿壩県に行って、チベット族の家屋や廟の建築現場で働いた。それぞれが700~800元稼ぎ、父はヤク油を70斤買って戻ってきた。石匠としての技術は、チャン族の伝来の技術である。チャン族の家屋は伝統的に石を積み上げて作るが、家を立てる時は住民が総出で手伝いにいく。そのため男性は16、7歳頃から父や親戚の男性について石積みの技術を学び、原則として成人男性のすべてが石匠の腕をもつ。彼ら親子は特にその技術にすぐれていた。また次男は、今年は集落の3人と一緒に汶川県の道路工事の人夫をした。副業は一家3人で約2000元あった。

2001年、長男は結婚して両親、三男と同居し、次男は阿壩県に石匠として家屋建築の手伝いの出稼ぎに出た時に地元のチベット族の娘と知り合い、婿入りした。三男は2000年に阿壩県に道路工事にてたまま帰郷していない。耕地は開墾で3.5畝増えて10.5畝あったが、3畝を「退耕」し、トウモロコシを4畝、ジャガイモを2畝、新しく白菜を1畝とキャベツを0.5畝栽培している。ブタ3頭と犏牛1頭を飼う。現金収入は、長男の漢方薬材採取で年収が3000元ある。既述の2戸と同様に、トウモロコシを栽培して、種まき後の4月から収穫前の8月頃までの農閑期に漢方薬材の採集や道路工事、石匠の出稼ぎをするという生業形態にほとんど変化がみられない。これは集落全体に共通している。

一方、支出の面では、1993年の家計支出の中で最も多いのは冠婚葬祭用の経費であった。参加する冠婚葬祭は毎年20~30件ある。参加した婚礼は13件で、お祝いとして毎回10元前後を出した。また実兄の娘の婚礼時には200元を贈った。葬式は11件に参列した。参会者は一般に現金ではなく、穀物や〔pis〕などの食品やヤギ（1匹約80元）、50斤以上の酒などを持って行く。また親戚が亡くなった場合には、遺族に「孝巾」（遺族が頭に巻く白い布で、約30元）や「孝衣」（遺族が着る白い服で、約200元）を贈る。1993年は「孝巾」を11本と「孝衣」を1枚贈った。冠婚葬祭用の経費はあわせて1000元を超えた。自家に葬儀や婚儀などがない場合でもこの程度の支出がある。チャン族社会のように、集落規模が平均30~40戸と比較的小さく、婚姻も同一集落や蒲溪十寨のような周辺地域の間でほとんど行われるような社会では、親戚や近隣住民との付き合いは非常に大切にされており、冠婚葬祭への支出は重要な意味をもっている。また近年は現金収入の増加を反映して冠婚葬祭関連の支出も増大している。その負担は、主催者だけではなく参加者にとってもかなり重い。

以上のように、生産面での基本的な変化があまりないのでに対して、消費面では外部の経済発展の影響を受けて盛大になっている。大蒲溪では1993年に新築された家屋が8軒あった。分家や家屋が古くなつたためである。1軒新築するのに8000~9000元が必要であるという。1月に分家のために新築した楊家では、約4000元準備したが、3人の兄弟がそれぞれ毎年約1000元の出稼ぎ収入の一部を貯めて3~4年かかった。新築に要する期間は1~2カ月で、集落内の住民は全員が少なくとも1日、一般には4、5日、多い者で1カ月余り手伝いに行く。金銭による謝礼はなく、主人側が食事や酒を用意する。親戚は労力や食料などでより多くの協力をする。

結婚式は1993年に8組あった。一般に、男性側は家屋以外に約5000~10000元準備して、宴会や諸経費にあてる。規模が大きい結婚式は両家が出席して80卓を超える。また婚約から式の前までに数回、合わせて200~300斤の酒を女性側に送る。女性側の準備は平均約2000元で、新婚家庭に必要な家財道具や布団、米や「猪肉」「猪油」、衣服を揃える。参会者は、婚出側の近い親戚の場合、衣装箱や皮製品、2組の布団、敷物、米や麺を100斤、〔pis〕

50斤、鶏卵100斤、ラード10~20斤、トウモロコシ100斤、子供用の衣服数組を贈る。婚出側のやや遠い親戚ならば衣服や布団を一組、ラード7、8斤、肉7、8斤でよい。その他の縁者は1丈の布、鶏卵、豚足、穀物など合わせて100元程度を贈る。1973年に結婚した王福は、婚約時には女性側に20斤の酒を送っただけで、結婚式もとても簡素であったといい、改革開放前に比べるとはるかに盛大になっていると語る。しかしこの数年来、結婚儀礼はかなり簡略化している。大規模な結婚式は行わず、同居開始の前にごく近い双方の身内だけで宴席をもち、嫁入り道具は結婚して第1子が生まれた時に実家から嫁ぎ先に送られ、結婚式と誕生式をかねたお祝いをする。薛城の町で簡略化した結婚儀礼が一般的になってきたことから、蒲渓村でもそれに倣ってきたという。

葬儀は結婚式よりいっそう盛大である。集落の大イベントとして少なくとも数百人、大規模な場合は数千人の参列者があるため、最低でも4000~5000元の経費を準備しなくてはならないという。

3. 河谷集落における経済活動の変化

(1) 商品作物栽培の進展

河壩寨（以下、河壩と記す）では、改革開放後に農牧局の指導と政府の財政的援助を受けて大規模なサンショウ栽培が導入され、安定した収入がもたらされるようになった。これは、出稼ぎだけが現金収入源であった蒲渓郷にとって画期的なことであった。最初に手がけた者が1980年代後半から数千元の収入を得るようになると、不安をもっていたほかの住民も次々に成功者にならってサンショウの株数を増やしていく、1990年代前半には多くの家庭が従来の出稼ぎ以上の収入を得るようになり、出稼ぎが激減した。

河壩の経済は、1994年と2001年を比べるとつぎのような変化がみられる（表24）。戸別の平均年収についていえば、1994年にはすでに4000元前後に達しており、年収1万元以上の「万元戸」も2戸あった。1人あたりの平均年収は700~800元で、県内で最も低い蒲渓郷の平均504元の約1.5倍、山腹の大蒲渓の2倍以上あり、すでに県内の中程度の水準に達していた。主要な収入源は1983年から大規模に導入されたサンショウ栽培である。政府はサンショウの苗木や肥料を各戸に無償提供して栽培を奨励し、その結果、収穫可能となった5年後の1988年頃から住民の所得は上向きになった。白菜やリンゴなどの経済作物の栽培も開始された。しかし主作物は依然としてトウモロコシであり、トウモロコシやジャガイモなどの食糧生産を主とする農業形態は従来のままであった。

2001年には戸別の平均年収はさらに大幅に増加して4倍強の約1.8万元に達し、大蒲渓の約4倍となってその差はますます拡大した。河壩の大幅な增收は全戸の年収が平均してほぼ2倍強になったというだけではなく、年収10万元の韓全保家を筆頭として年収数万元

の家庭が 10 戸を超えたことによる。すなわち河壩内においても先に豊かになった者と後を追う者との差がより大きくなっている。

河壩における全体的な増収の特徴はつぎのようである。第 1 はサンショウの栽培株数が大幅に増加していることである。1994 年には平均 300 株前後で、最多でも 700 株にすぎなかつたが、現在ではほとんどが 1000~2000 株を所有している。サンショウ農家として最も成功している邵樹康家は、1996 年にいち早く栽培面積を広げ、サンショウだけですでに約 2 万元の収入を得ている。これに対して 1983 年にほぼ同時に導入されたリンゴと白菜の栽培はほとんどゼロに近い。リンゴはサンショウよりも利潤が低いこと、白菜は値段が不安定で手数がかかり、また複合肥料代として 1 畝あたり平均 400~500 元かかるコスト高だったからである。サンショウは一般には成都などからの買い付け人に売る。自分で都市に運んで売り、日用品などを仕入れて他の土地や地元で売って商売にする者もいる。サンショウは少量で利益性の高い地元の特産品である。

第 2 は、トウモロコシの生産が激減していることである。1994 年には王富保家 1 戸のみが生産をやめていたが、2001 年にはすでに 3 分の 2 が生産していない。生産中の農家もサンショウの実が収穫できるまでの間作である。トウモロコシをやめてサンショウに切り替えることは、食糧生産を主とする伝統的な農業が経済作物を主とする商業的農業に転換したことを意味し、大きな変化である。河壩の住民はすでに 1990 年代初期にはサンショウを売った代金で米を購入して主食としていたが、2001 年以降は「退耕」の補償による米の実物支給で自家食用の食糧はほとんど無償で手に入れている。全戸が「退耕」に従って平均して 1~8 畝の畠に植林している。ただし還林する畠は各人の判断で徐々に行われている。商業型農業への転換には、「退耕」の補償が大きなきっかけになったといえる。

第 3 は、若者の出稼ぎの増加および余剰労働力の非農業部門への転換が進んでいることである。例えば、運輸業については、村内のトラック台数はこの 6 年間に 1 台から 5 台になり、トラクターも 3 台に増え、個人で運輸業に従事する者が増えている。しかも近年豊かになった 10 戸のうち 6 戸がトラックやトラクターの所有者で、ほとんどが商売も兼ねて数万の収入をあげている。

以上のようにサンショウという商品作物の栽培は、80 年代初期に導入されて後期には安定した収入源となった。しかもサンショウは商売を始めるための商品として優れていた。生鮮食品ではないため傷みにくく保存がきき、運搬しやすい、香辛料として価値が高く、少量で高い利益をもたらす。そのため出稼ぎ以外ほとんど外地に行くことのなかった土地柄であったが、90 年代初期に野心をもった若者がこれを外地で売つてもうけると、それにならう者がでてきた。また 2000 年代にはいって「退耕」の補償で自家食用の米が手に入るようになると、ほとんどの家庭がトウモロコシの生産をやめてサンショウの単一生産を行うようになった。現在は、サンショウ栽培農家としてますます規模を拡大する者と、サン

ショウ栽培を一定程度にとどめて余剰労働力を非農業の他の収入源にふりむけようとする2つの傾向がみられる。

(2) 出稼ぎからの脱却——建築集団の誕生

1980年代まで、チャン族は農閑期の余剰労働力が季節的な出稼ぎを行うことで現金収入を得ていた。主な出稼ぎは、北部の馬爾康周辺のチベット族地区への家屋建築や米亜羅、壤塘、阿壩などの林場への伐採であった。前者の家屋建築は彼らの伝来の技術をいかしたもので、同様の石積み家屋を造るチベット族地区へ石工として出かけた。後者の伐採作業は、人民共和国になって国家的規模で木材の切り出しが進められ、多くの労働力が必要になったことに始まる。河壩でも人民公社時代から集団で伐採人夫としてでかけ、80年代に人民公社が解体されてからも数人ずつのグループで出かけ、主要な現金収入源であった。しかし1990年代にはいってサンショウ栽培で3000~4000元の年収が安定して得られるようになってからは、従来の出稼ぎはほとんど行われなくなった。

ところが2002年の調査では、全戸の約半数の家庭から出稼ぎがでており、しかも仕事の内容や出稼ぎ先が従来とは全く異なっていることがわかった。河壩では1997、98年頃から「天保」や「退耕」が進められており、若者を中心に余剰労働力が目立つようになった。一方、農村のインフラ整備の一貫として四川の農村では道路の建設や電力の改善工事（高圧化など）が盛んに進められ、労働力の不足がさけばれるようになった。電力工事を請け負っていた成都の華能集団は、1999年に労働者を集めるために紹介者を経て河壩を訪れた。村長であった韓全保はこれを受けて若者の中から比較的教育水準の高い者10数名を選び、ともに成都で電気工事に関する技術研修を受け、架線等の技術を学んだ。以来、韓全保は電力工事請負組（以下、韓全保組と記す）を組織し、リーダーとして四川各地の工事を請け負っている。韓全保組はすでに建築専業者集団として活動しており、春節の時にしか帰郷しない。

これは次の点で重要な変化である。第1に、従来の出稼ぎは道路工事などの単純な肉体労働で、一時的な季節労働者にすぎなかつたが、韓全保組は技術を身につけた専業集団である。第2に、労働条件が改善されていることである。外部の仲介者による出稼ぎはしばしば賃金の不払いや劣悪な労働条件のもとで働くことがあり、山腹の村である大蒲溪では、01年に2件の出稼ぎでの賃金不払いがあり、泣き寝入りするしかなかった。その点、地元の全保が率いる組は同郷集団であり、安定した職場として労働者の病気や冠婚葬祭のための帰郷など福祉面でも便宜がはかれる。第3に、韓全保組の中で経験を積んだ後に独立して新たな組を作り、建築専業集団として工事を請け負うことが可能である。例えば羅永青はかつて全保組で働いていたが、2002年から陽明富らと組んで独立し、紅原などで工事を請け負っている。以上のように、全保組は、「退耕」で一層増えつつあった農村の余剰労働力を吸収する郷鎮企業として位置付けられる。

このほか大都市に出稼ぎに行く若者も増えている。韓金花（59歳）は1995年時には19、13、12歳の3人の息子をかかえて2000元以下の収入しかなく、経済状況は下位であった。しかし2002年には息子3人が出稼ぎにでており、経済も中の上に好転した。長男賽雲（中卒）は全保組で架線などの技術を学んで電力工事をしている。次男賽紅（高卒）と三男紅兵（中卒）はツテをたよって北京やハルビンに行き、倉庫の守衛や保安員をし、さらにトラックをもつ王富保の次男とくんで商売をしている。A地（農村）のサンショウや白雲豆などの農産品をB地（都市）に運び、日用品雑貨を仕入れてA地で売る。将来はトラックを買ってもっと利益をあげたいという。賽紅や紅兵のような例は、1997、98年頃から目立ってきた。彼らは中学あるいは高校を卒業後、すでに都会にでている同郷出身者をたよって上海や浙江、河南、陝西、北京、ハルビン、広州等に行き、そこでまず建築現場などで工事人夫となり、やがて保安員やコック見習など少し楽な仕事をみつけて金を貯める。それを元手に地元の農産物を売って他の地方で売りさばくという商いをしてさらに金を貯める。次は親戚知人からも借金してトラックを買い、運輸業を始める。これは彼らが描く典型的な「成功」例であり、すでに実現している者も数人いる。このように大都市に出る河壩の若者は都会での仕事を次に進むためのステップの一つとしてとらえており、最後は村を根拠地として運輸業に従事しようとしている。

トラック運輸業については、1994年には邵樹康だけであったが、2002年には5台に増えた。トラックをもつ王富保家、王永福家、韓全保家、韓七花家、さらにトラクターをもつ邵樹康家、王樹青家などすべてが数万元の年収をあげる上位の家庭である。周囲の住民も資金と運転技術さえあればすぐに始められる商売であり、豊かになる道の一つであると思っている。しかしまず多額の購入資金が必要であること、「天保」実施の前は木材を運ぶだけで収入があったが、現在では単なる運輸だけではトラックの供給過剰であり、商いを兼ねた運輸業に変わっているため、それなりの教育や才能が必要である。またトラック運輸は長距離であるため、家を空ける時間も長く、農業生産活動は女性や老人が担うことになり、サンショウなどの経済作物の栽培に制限がかかる。運輸業への転換も「天保」以降はそれほど簡単ではなくなっている。

（3）成功者になるための条件

では、河壩ではどのような過程を経て豊かになっていったのだろうか。サンショウ農家として成功した邵樹康家と、建築業に転身した韓全保家を例として分析する。

邵樹康家は樹康と妻、娘と息子、父（63歳）と妹との6人家族である（図30）。樹康は2002年の村長選挙で元村長の韓全保を1票差で破り、3年の任期で村長をつとめている。耕地は12畝で、退耕還林に4畝、残り8畝すべてにサンショウを千数百株栽培する（表25）。2001年には約1000斤を1斤17～28元で売って2万元の収入があった。収穫は家総出で行うだけではなく、大蒲溪などの知り合いの女性5、6人に1日20元の手間賃と3食

付きで10数日間手伝いを頼む。1994年にはトウモロコシを9.2畝、間作に白雲豆、ジャガイモ2畝、白菜2.8畝も栽培していたが、1996年にこれらの栽培をやめてサンショウの單一生産にかえた。さらに県林業局との契約で、マツやコノテガシワの苗木栽培を1~2畝(300~400株)請け負う。設備などに3万元を投資したが、順調に育てば1畝あたり4000元の利潤がある。韓国ダイコン0.8畝も試験的に郷政府から請け負う。これは地元産ダイコンの4~5倍の値段(1斤4、5角)で売れるところから県農牧局の指導をうけた。1999年の退耕還林開始時に47匹のヤギはすべて売った。また1998年から郷人民政府前の家屋を借りうけて妻が雑貨店を始め、数千元の年収がある。

邵樹康家は、サンショウの大規模栽培や新品種、新技術の導入に最も熱心な家庭であり、父学良の代からそうであった。学良(63歳)によれば、彼は1950年代初期の15歳の時に選ばれて村の幹部になり、さらに村長や蒲渓郷書記をつとめた。共産党員であり、たびたび集団で外地に視察に行って視野が広がったという。当然ながら他の住民よりも政府や外部の情報に詳しい。また外の世界に触れたことで、より条件のよい職業につくにはより高い教育水準が必要であることを知り、子供には高等教育を受けさせたいと思った。そこで80年代になって政府が高等教育を奨励するようになった時に、長女と長男は中学卒業後、学費免除(毎月の生活費2元は実家負担)で中等専門学校に進学させた。さらに長男の樹康(33歳)は中専卒業後、まず地元産のサンショウや白雲豆等を四川北部の紅原や阿壩、若爾蓋あるいは成都に運んで売り、そこで牦牛や農産品を仕入れて売って利益を得、商売で貯めた金と親戚友人からの借金で1992年に28000元の中古トラックを購入し、運輸業を始めた。主に県営鉄工所の鉄鉱石を運び、年収は約1万元あった。

樹康は河壩における「豊かさへの道」のモデルである。その特徴は、①義務教育以上の学歴、②A地(地元)の特産品をB地に運んで売り、そこでB地の特産品を仕入れてA地あるいは他地で売るという商売、③金を貯めてトラックを買い、運輸業を始める、の3点である。②については、自家生産のサンショウを使えば元手もほとんどかからず、利潤も大きい。ただし商才が不可欠であり、①の教育も必要である。樹康の場合はさらに1998年の「天保」実施以降にトラックの供給過剰がみえ始めると、トラックを売ってトラクターを買って短距離の運搬に切り替えた。また運輸業で稼いだ金を農業の再生産にむけ、2001年の退耕還林政策下では将来性の高い苗木育成事業に対して設備投資を行い、マツやコノテガシワの苗木の育成事業を請け負っている。

さらに邵家の先進的意識や行動については、その出身も考慮にいれる必要があると思われる。樹康の祖父は綿陽出身の漢族で、石匠として数人の兄弟とともに茂県、理県を経て当地にやって来た。他の兄弟は帰郷したが、祖父一人が地元のチャン族の家に婿入りした。はじめ蒲渓の入り口に近い溝口に住み着いたが、土匪の来襲を避けるために蒲渓溝の奥の河壩に移った。河壩は元来、大蒲渓の冬の放牧場であったが、百数十年前に周、王、韓の

3姓の漢族3~4戸が当地に移ってきた。邵家は彼らに一代遅れて入ったが、韓家はすでに広い土地を所有し、科挙の「秀才」の合格者をだしていた。邵家は後発の移住者であり、貧しい漢族であることから、暮らしをたてるために様々な方法を尽くしたものと思われる。

また人民共和国成立後は貧農であることがかえって政府側の幹部として働くことができ、住民の信望を集めていった。家風は堅実ではあるが、時に大胆であり、保守的ではない。

韓全保家は河壩で最も富裕な一家で、総年収は10万元を超えており、家族は全保（56歳）と妻、長男一家3人、長女一家3人、次女、三女の10人で、長男、長女とも結婚後も分家していない（図31）。韓家の祖先は外来の漢族で、当地では最も古く、かつては広い耕地を所有して富裕であり、科挙の合格者もだした。戸主の全保はもと村長で、他家に先がけてサンショウや白菜を栽培し、食糧処を請け負い、当地で初の雑貨店を開いた。また村長という立場から住民の代表として木材や漢方薬材の仲買もしていたが、天然林保護政策で木材の伐採制限が厳しくなったために96年からは行っていない。98年に商業的伐採が全面禁止になる数年前から、木材の切り出しを主要な産業としていた阿壩州ではすでに各方面に影響がでており、当地でも次第になりたたなくなっていた。しかし後述するように、天然林保護、退耕還林、西部大開発といった一連の政策が進行するなかで新たな労働市場がうみだされている。全保は再び当地の労働集団のリーダーとして活躍している。

農業生産については、1994年は耕地8畝のうち5畝にトウモロコシ、間作として白雲豆、1畝にジャガイモ、2畝に白菜を栽培し、それぞれ年間12000斤、200斤、800斤、12500斤（米2500斤と交換）を収穫した。サンショウは380株で240斤収穫し、1斤あたり11元で2600元の収入があった。しかし2001年には、耕地14畝のうち8畝を退耕し、残り6畝で白菜3畝とサンショウ2000株を栽培した。90年代後半にはトウモロコシやジャガイモなどの食糧生産を中止し、サンショウの株数を6倍にして農業による収入の安定をはかっている。現在、日常の農作業と雑貨店は全保の妻を中心に行い、農繁期には在学中の次女が手伝っている。三女は父の全保について各地の工事現場で働いている。また長女の夫はトラックを所有して運輸業を行い、年収は2~3万元ある。

韓全保家でさらに特徴的なのは、子供の学歴が高く、教師や医師などの職業に就いていることである。長男の建康（26歳）は大專を出て蒲溪郷内の奎寨村の小学校で教師をしており、妻も大專出身で蒲溪郷の完全小学校の教師である。教師の待遇は近年よくなっている。年収は約12000元である。また次女の建英（22歳）は瀘西医学院に在学している。他の家族もみな中卒である。当地では9年の義務教育がほぼ普及したのは96年であり、全保家では他家よりほぼ一世代ほど教育的に先んじており、豊かになった住民が次に何をめざすかというモデルとなっている。

この2例から明らかな富裕になるためのプロセスは、農業生産においては従来の食糧生

産を主とした自給自足型からサンショウ栽培を中心とした商業生産型にかえる、経済的余力ができたら国の緑化政策にそった将来性の高い苗木栽培を行う、余剰労働力がうまれたら、単純肉体労働の出稼ぎではなく、教育と技術を身につけさせた上で技術を必要とする職業、例えば運輸業や建築業、商売などの専業を行うなどがあげられる。また「富裕」な家庭に共通するのは、核になる人物が一様に強い上昇志向をもち、学歴が比較的高いこと、生産にかなりの資本投資をしていること、次世代には教育という投資をしていることである。

(4) 消費構造の変化

河壩の1戸あたりの年収は、1994年から2001年の7年間に平均して3~4倍の增收であり、それにともなって様々な面で生活水準が向上している。以下では、河壩の中でも最初に豊かになった邵樹康家の家計から変化の様相を分析する。邵家は3世代が同居する直系家族で、当地の典型的な家族構成である。またトラック運輸とサンショウ栽培によって豊かになった家庭で、他の住民がこうありたいと願うモデルの一つである。

邵樹康家は、2001年の総収入は3~4万元で、支出は農業生産コスト約3500元、税金164元、生活費のうち食費が約1万元、衣服費約2000元、交際費約1200元、教育費・新居建築費のための貯蓄+臨時の出費（電化製品や家具等の購入）で、合計2~3万元と推定される。このうち新築のための貯蓄はすでに10万元あり、教育費も92年から毎月1人100元ずつ貯めて数万元ある。2002年の秋から上の子を県城の民族学校の4年生に編入させたが、経費は年間約5000元と見積もっている。家計は1997~1998年の「退耕」が実施されるようになってから米や小麦が現物で支給されて実質的な収入増となり、エンゲル係数は下がったが、食費以外の支出は増加した。

2001年の各費目の内訳はつぎのようである。農業生産コストは、サンショウ栽培のための化学肥料や腐殖費などで約1000元と、収穫時の手伝い人への謝礼が1人あたり日当20元で20数日間の5人分の約2500元で、合わせて約3500元。税金は耕地面積に応じて計算され、1畝あたり12元で164元であった。退耕還林した畠の分は免税された。食費は金額、内容ともにかなり変化し、主食は毎食米になり、副食では肉が増え、酒タバコや茶の消費量が増加した。このうち米は退耕による支給が1000斤あったが、さらに400斤購入した。このほか生肉100斤、砂糖5斤、塩30斤、菜種油100斤、タバコ約1000元、「白酒」（コウリヤンやトウモロコシなどを原料とした蒸留酒、約50度）400斤、茶葉7.8斤（200~300元）を購入した。総支出は約1万元である。主食については、90年代に入った頃にはほとんどの家庭で米を毎食たべるようになり、トウモロコシや白雲豆を売って米を購入した。しかし「退耕」で4畝分の約1000斤の米が現物支給された。これは6人家族の自家食用には十分であったが、近年、結婚などのお祝い事に米は現金とともに贈られるようになったために、当家ではさらに米を購入した。一般に、一回の祝い事には米100斤と [pis]

10 斤、現金 100～200 元を贈る。01 年に参加した祝い事は 6 回であった。

このほか大きな変化は、肉類、特に生鮮肉をよく食べるようになったことである。かつては毎年春節の前にブタを殺して乾燥肉にし ([pis])、これを一年間のタンパク源として特別な日に少しづつ食べていたが、現在は生鮮肉を薛城や県城から買ってきて週に 1～2 回食べる。もっと簡便に手にはいれば、より多く食べたいという。ただし自家のブタはあくまで保存食用であり、「殺猪」の事は春節前の重要な儀式として現在も行われているため、郷内でブタを解体して肉を売るという者はいない。また菜種油もかつては 10 数斤にすぎなかつたのは 10 倍になった。お茶も、かつては飲茶の習慣はほとんどなかった。酒は主に 2 種類あり、購入する「白酒」と自家製造のチンクー酒である。「白酒」は毎日 1 斤、特別な日にはさらに多く飲む。チンクー酒はチンクー麦やトウモロコシを原料とする醸造酒で、甕に仕込んで約 1 週間で飲めるようになる。度数が低く、お湯割りで飲む。各家庭で平均して 7、8 甕 (40～50 斤) 造る。儀礼には欠かせない伝統の酒で、当地では子供の誕生時に 1 戸あたり一甕贈り、結婚式や葬式では飲まない。

衣服費は、1997 年以前は 1 人あたり年間 1 枚購入する程度で、数百元にすぎなかつた。しかし 2001 年には衣服や靴などで約 2000 元使つた。また民族衣装も、かつては母親が作っていたが、近年は作れる者が少なくなつた。50 歳未満の者は日常的にはほとんど漢族と同じ服装であるが、当地のチャン族は晴れ着としてみな 1 枚は持つてゐる。数年前、隣の甘堡郷から來た者が河壩の道路沿いに裁縫店を開き、1 枚約 200 元で民族服の注文を受けている。中年以上の男性は農閑期に、女性は 50 代以上の者は日常的に着用している。

電化製品は 97、98 年に多く購入した。カラーテレビ 3 台 (大型 1 台)、ビデオデッキ (カラオケ?) 1 台、テープレコーダー 1 台、冷蔵庫 1 台、冷凍庫 1 台、電気釜 1 台などがある。まもなく家庭に電話がつく。

また中の上程度の経済水準である王樹青 (37 歳) 家の場合 (図 32) は、6 人家族で年収 2 万元。食費は約 2 万元で、うち米 1000 斤を退耕の補償でまかなう。生鮮肉は 400～500 斤。衣服費は約 1000 元、県城の民族小学校に子供を通わせているために教育費が 5000 元、バイクを 1500 元で購入した。中の中程度の韓友成家は 8 人家族で年収約 2 万元。2 人の息子は長期で出稼ぎを行つてゐる。食費は約 5000 元、うち米 1500 斤 (400 斤を購入)、生肉 400～500 斤、衣服費が 4000 元で他家より多い。周富貴 (50 歳代) は 4 人家族で、年収約 8000 元。食費は約 4000 元で、米 700 斤 (退耕による)、生肉 100 斤、衣服費 2000 元。新築のために貯蓄中、現在までに 3 万元準備した。以上の例によれば、年収に関わりなく共通している点として、米を主食としていること、自家用としては退耕の現物支給でほぼ十分であり、住民はこの政策に満足している。換言すれば、住民は自給用の米の量によって退耕の面積を決めていると考えられる。生肉の消費が増え、週に 1、2 回程度食している。

食費の内容などについては、総額に多少の差はあっても、ほぼ王樹康と同様の嗜好がみ

られ、全体として食事の豊富さなど内容がかなり向上しているようである。また豊かさは衣服費の増大に大きく反映している。電気製品もカラーテレビや電気釜などがほぼ普及している。

最も特徴的なことは、若い親が子供の教育に極めて熱心で、子供に良質の教育を与えて上級学校への進学をめざしていることである。

蒲溪郷の教育環境については、5村にはそれぞれ小学校（1～3年生）があり、河壩の小学校は中心小学校（1～6年生）として他村からの4年生以上の子供を受け入れている。1996、97年から蒲溪郷でも9年制の義務教育が普及した⁴⁾。1995年までは成績の良い子供だけが中心小学校に進級した。2002年、中心小学校には1年生から6年生まで118人の小学生と23人の教職員がいる。入学率、卒業率ともに100パーセントで、98パーセントが県城の中学校に入学する。学費・雑費は1学期（1年2学期制）60元。1994年は30元であったが、蒲溪村小火地では3～4人の小学生がこれを払うことができなかつた。1997年からは貧困家庭には学費が免除され、政府から毎月20元の補助がある。蒲溪郷全体では河壩1人を含む30～40人の学生が補助を受けている。教育水準は家庭の経済状況と関係しており、河壩と他の4村の教育水準にはかなりの格差がある。

1992年、国家は親が子供の教育資金のための貯蓄をするよう呼びかけた。そして重点的に優秀な学生を育てるために各郷の中心小学校では成績の良い学生は学校の推薦を受け、4年生から県城にある民族小学校に編入することができるとした。民族小学校にはパソコン環境など最新の設備が整っており、4年生から英語を教えている。上級学校へ進学するためにはまず民族小学校にはいらなければならない、というのが当地の親の考え方である。

そこで邵家では2人の子供のために毎月1人100元ずつ貯め、すでに数万元の準備をした。ただし学費や宿舎費、生活費をいれて年間4000元はかかる。そのため民族小学校に編入できるのは、成績がいい学生ではなく、4000元を負担できる家庭の子供ということになる。

現在、子供を民族小学校に通わせているのは、王樹青と韓七花ですでに2～3万元以上の年収を得ている家庭である。ともに2001年に入れ、年間5000～6000元が必要であった。邵家は2002年9月から編入させたが、事前の冬休みと夏休みに県城でパソコンの補習班に参加させた。編入した時におくれをとらないようにという。彼が子供に望むのは英語やパソコンに習熟し、上級学校（最低でも高校）に進学することである。また期待する職業は、最初は子供が選んだものならなんでもよいといっていたが、実は、安定した公務員や教師、医者、高収入で社会的地位の高い法律家を望んでいる。当地で最初に子供を民族学校に編入させたのは韓七花家である。韓七花の夫は高卒で、当地では教師の家以外でこの学歴は最も高い。また彼はこの5、6年の間に商売と運輸業によって当家を最も富裕な一家にし、

外部の情報に詳しい。近年、当地からも数人が高校を受験したがまだ合格者がでていない。そこで郷の中心小学校の教員も民族小学校に編入することを勧めている。河壩では住民の生活水準が向上するにつれて教育に対する関心が一層高まっている。

おわりに

四川省のチャン族は、1990年代後半に始まった「天然林保護」と「退耕還林」によって大きな経済的打撃を受けた。その影響は経済のみならず、連鎖的に諸方面におよんで彼等の生活を変化させている。

事例とした蒲溪チャン族郷の蒲溪村と河壩村は、海拔高度2000～3000メートルの山間にあって、トウモロコシを中心とした畑作で食糧を自給し、自家用の家畜を飼い、山の資源を燃料や家屋などの資材として利用し、一方で山間の漢方薬材の採集や木材の伐採や運搬などの出稼ぎによって現金収入を得ていた。しかし改革開放後は、サンショウ栽培に成功して出稼ぎをやめ、次第に豊かになっていく河谷の河壩村と、従来の生業形態のまま豊かになれない山腹の蒲溪村との間に経済的な差ができ、最も貧しい小火地や大寒では移住を繰り返すことによって活路を探そうとしている。そして近年の「天保」と「退耕」は、貧困村にはますます大きな経済的打撃をあたえ、豊かな村にはそれを契機にさらなる発展のチャンスをあたえている。

貧困村への影響は、第2節でのべたように、山に依存していた伐採や運搬の仕事の激減や、漢方薬材採取が困難になることで現金収入の減少をもたらした。現状では、従来の出稼ぎにかわる新たな仕事がみつからないまま不安定な道路工事などの臨時仕事にたよるしかない。当面の5～8年間は米の現物支給で食糧は確保されており、生活の困窮にはいたっていないが、補償がなくなった後のことは不明である。また「退耕」によって畑が減ったことで農業の人手があり、一層の余剰労働力がうみだされている。近隣の地方都市ではそれらを吸収する就業機会があまりなく、貧困村の若者の多くは沿岸部の大都市へむかい、何年も故郷へもどらず、行方不明になった者もいる。蒲溪村では戸籍上の人口変化はあまり大きくないが実質的な離村が進んでいる。労働力移動の遠隔化や長期化が目立ってきた。また小火地や聯合村のように現状に希望がみいだせない集落の住民は、移住によって活路を開こうとしている。しかし「退耕」は山間地での新たな開墾を禁止するものであるため、汶川県の高山村のように、先住者がよりよい土地をもとめて出て行った跡地に再移住先を求めるしかない。それでも現状よりは良いという判断であり、再移住先での生産や生活も決して楽ではない。

豊かな村への影響は、第3節の河壩での変化である。河壩では90年代半ばに経済水準はすでに「小康」（生活に余裕のある状態）に近づいていた。「退耕」によって増加した余剩

労働力は、自己資本をもとにした運輸業や商売、建築專業集団へと転換している。また農業生産の中心となったサンショウ栽培は、まさに国が「退耕」ですすめている經濟林への転換そのものである。河壩では、1980年代から「退耕」をすすめ、全国規模で始まった時にはすでにそれが完了していたという状態であったといえる。

「退耕」は、豊かな村にはさらに豊かになるチャンスをあたえ、貧しい村には補償期間後のさらなる困窮の危険性を予想させるものであり、特に後者は、近未来の課題として十分検討されなければならないであろう。

註

- 1) 四川省阿壩藏族羌族自治州における「天然林保護」と「退耕還林」政策の実施状況については、楊秋・紫騰嘉・庄春輝「阿壩州実施天然林資源保護和退耕還林（草）工程的若干思考」（『中国藏学』2002-1：16-22）による。
- 2) 国家統計局は、貧困線基準を農村人口1人あたりの年間純収入300元（1990年）とする。貧困人口は1978年に約2億5千万人あったのが、1995年には6500万人まで減少し、農村人口に占める割合も32パーセントから7.5パーセントに低下した。「貧困県」は貧困人口が多数を占め、政府が支援を決めた県で、1995年には592県あり、県級行政単位の約30パーセントに達する〔天児慧等編著『岩波 現代中国事典』岩波書店 1999：1073〕。
- 3) 耕牛は、1983年に人民公社が解体された時に4戸につき2頭の割合で分配された。当時の共同所有者は、解体の混乱の中で便宜的に決めたもの多かったというが、原則として、集落内の親類2~3戸と使用時期が重ならないように高度差のある異なる集落の知人数戸という組み合わせがなされた。共同所有者を決める場合は妻方の親類などを頼ることも少なくない。王久清家は4頭の耕牛を6戸で共有しているが、共有者は集落内の親類が2戸と半坡寨の妹の嫁ぎ先とその一族4戸である。共同所有者は、毎年秋の10月1日の「牛王会」でともに儀式を行い、次年度の耕牛使用の予定や負担金などについて話しあう。
- 4) 中国の教育制度が現行の6・3・3・4制に制度化されたのは、1986年の義務教育法（全18条）であり、無償教育（第10条）や保護者が就学年齢（6、7歳）に達した子供に教育を受けさせる義務、児童労働の禁止（第11条）が謳われた。しかし1994年に9年制義務教育普及の方針がうちだされた時にはまだそれらは徹底しておらず、特に貧困地域では2000年以降の普及が目標とされた。1995年の全国の統計によれば、小学校では就学率98.4パーセント、退学率1.49パーセントでほぼ改善されたが、中学校では就学率78.4パーセント、退学率3.98パーセントにとどまっている〔中国研究所編『中国年鑑』1995~2003〕。四川省では学齢児童入学率はほぼ98~100パーセントで、民族地区でもチャン族居住区ではほぼ98パーセントをこえ、理県も99パーセントであるが、チベット族やイ族が主に居住する県では依然としてかなり低く、阿壩州の壤塘県が51.8パーセント、甘孜州の石渠県が41.7パーセント（以上チベット族）、涼山州の美姑県が63.8パーセント（イ族）にとどまっている〔『四川統計年鑑』2001〕。

第5章 蒲渓村の年中行事と祭山会「ガル」

はじめに

本章の目的は、チャン族の民俗文化の変容と人々の意識の変化を、蒲渓村における1950年代と近年の年中行事の比較や、最も盛んに行われた伝統の祭り「ガル」の特質から明らかにするものである。

チャン族の年中行事は、1960年代を境に伝統的な行事のほとんどが中断された。それは当時の中華人民共和国政府の政策に従った半ば自発的なものであった。1980年代にはいってようやく一部が復活されたものの、およそ30年におよぶ中断と改革開放の風潮は人々の伝統に対する意識に深い影響をあたえている。年中行事および祭山会「ガル」の変化から、失われたものと変わっていないもの、あるいは再生されたものを明らかにして、伝統文化に対するチャン族の意識を考察する。

1. 蒲渓村の年中行事

蒲渓村の古老たちの話や文献資料によれば、1940年代の年中行事はつきのようであった（表4）。

一年は「ルメジ」（春節）から始まる。12月の16日と22日に、各家庭では大掃除をして室内外を清める。ブタを1頭ないしは数頭殺して解体し、[pis]を作る。当日は屋上の「ロピシ」（塔に置かれた白石、家の神を表す）を祀り、客を招いてごちそうをふるまい、ブタの内臓を贈る。夜にはブタの腸を「シミ」（三本足の鉄製の五徳）に掛けて、火の神と祖先神を祀る。正月用の飲食物を準備する。30日は、午後、各戸ごとに酒や肉を持って一族の「火墳」に行き、祖先を迎える。夜は、家を離れていた家族が集まり、徹夜で団欒しながら元旦を迎える。1日から15日までは原則として仕事をしない。元日は外出せず、家人以外の者を家に入れない。イロリに3本の線香を立て、火の神を祀る。2日目から親戚や友人の家を回る。春節期間は、宗族内で年長の戸主の家から順に夕食に招きあう。3日は早朝に「ロピシ」を祀る。まず屋内で3本の線香をつけ、コノテガシワを燃やして白煙を上げ、赤く焼いた灰を室内に撒く。屋上の「ロピシ」の前でコノテガシワを燃やして煙りを上げ、酒や肉を供える。4日は水源のほとりで線香を燃やし、今年初めての水を汲む。嫁は実家に里帰りする。5日から8日までは住民、特に若い男女が広場に集まり、酒を飲み、歌や踊りを楽しむ。9日には各家庭で灯籠を掛け、玉皇大帝を祀る。30日には家の入り口でコノテガシワを燃やして門神を祀り、先祖を送る。

正月三が日にはつぎのような禁忌がある。外に水汲みに行かない、薪を積んで燃やし、3日間その火を消さない、火を吹かない。これを破るとその年は大風が吹く、あるいは大雨で作物に被害が出る。また包丁を使わない、針仕事をしない。これを破ると雀や野鳥が作物に害を与える。

2月は、8、9日に「ガル」（祭牛会）を行う。春の耕作を開始する前に集落単位で行う。また蒲渓郷の各村は互いに銃で合図しあいながら、一斉に始める。

2月19日、6月19日、9月19日は「観音会」である。参加できるのは60歳以上の女性で、その日は豆腐を食べ、肉を口にしない。観音菩薩は村の廟に祀られており、子授けの神として信じられている。

7月7日は「ラセ」（青苗土地神）を祀る。土地菩薩の誕生日とされ、収穫を前にして豊作を祈る日である。集落全体で行う。各戸から穀物を集めて経費にあて、ヤギと酒を準備する。会首は2戸の家長が毎年交替でつとめる。当日は、早朝から「シピ」が経を読み、「皮鼓舞」を演ずる。各戸は肉や果物などの供物をもって「ラセ」に線香をあげる。ヤギを殺して、皆で食べる。食べ終わると広場に集まり、夜中まで「鍋庄舞」を踊る。

7月15日は「鬼節」である。各戸では、入り口の前に灰で先祖の数だけの円を描く。「シピ」を招いて経をあげ、ヤギを殺して祀る家もある。

10月1日は「メルメ」（羌暦年）と「エセシ」（牛王会）¹⁾の日である。午前中は集落全体で「メルメ」を廟で行う。トウモロコシ粉と小麦粉から作った動物、山と地、月と太陽などや藁製の馬を供える。コノテガシワを燃やして白煙を天にあげる。廟内にて「シピ」が銅鈴を振り、皮鼓を打ちながら経を読む。漢族地区の成都や灌県から理県の当地までの各村の寨神と山神を招く。2月2日の「ガル」とほぼ同様の内容を行う。午後は「エセシ」である。牛を共有する家の戸主たちが1軒に集まり、神棚の牛王菩薩に10個の豆腐や肉、酒を供え、耕牛の1年間の労をねぎらう。このあと耕牛は10月から2月まで山頂の牧場で放牧される。夜は各家庭で祖先を祀り、広場では明け方まで「鍋庄舞」が続けられる。

以上の年中行事については、伝来のものか外来のものか、どのような単位で行うか、何を目的としているかなどの内容から以下に大別される。

第1は、2月の「ガル」や7月の「ラセ」、10月の「メルメ」などのチャン族伝統の行事である。集落や村単位で行われ、「シピ」が主催する。「シピ」の經典では成都から理県蒲渓村までの各村の山の神と村の神が招かれ、地域全体における蒲渓村という地域集団が強く意識されている²⁾。またこれらの祭りは山間での農作業に深く関わり、主に山の神を祀る「祭山会」の性格をもつ。なお『蒲渓郷志』（内部発行）によれば、このうち最も盛んであったのが2月の「ガル」である。

第2の型は、外来の年中行事で、家庭や一族、性別や世代という単位で行われる春節や鬼節、観音会である。ただし内容的には「ロビン」（家の神）や「シミ」の火の神、祖先神

を祀るなどチャン族固有の要素が併存しており、外形は外来のものであるが、中身はむしろチャン族の生活習慣に合わされている。また牛の共同所有者間で行われる「牛王会」もこれにはいる。

これらの伝統行事を近年のそれと較べてみると、伝来型がいまだに中断されたままであるのに対して、外来型の一部は復活し、現在も行われている。特に春節は、現在では年間で最も盛んな年中行事である。ただし正月3日の「ロビン」の祀りは、屋上の白石や塔がすでに失われているために行われていない。また様々な禁忌に対する制限もかなり緩やかになっている。

では、最も民族的特質を有する「ガル」「メルメ」「ラセ」などの伝統行事は、政治的な制約もほとんどなくなったにもかかわらず、なぜ復活されないのでしょうか。これについて蒲渓村のある老人はつきのように説明する。「ガル」などは1回に最低4000～5000元の経費が必要で、各戸あたりの経済的負担が大きすぎる。また50歳以上の者にとってはかつて「ガル」に参加した経験があり、その記憶が残っているためにもう一度行いたいという気持ちが強いが、若い世代は全く経験がないために共有する意識がなく、「ガル」の意味を理解できない。しかし経済的な理由から「ガル」が行えないというのであれば、もっと苦しかった1950年代前半までは毎年休むことなく行われており、それだけを理由にするのは難しい。また村内で最も経済的に困難な小火地寨では、1991年の2月8日から再開されている。ただし規模は小さく、各戸から3斗のトウモロコシを集めて牛の替わりにヤギを犠牲にする「祭羊会」である。さらに「ラセ」については、すでに麓の河壩村では2つの班に分かれて1980年代から行っている。1992年に筆者が見聞した「ラセ」は、2軒が当番となって各戸から1人あたり1元ずつ集め、ヤギを1匹犠牲にして神に捧げ、皆で食べた。

伝統の祭りが復活しない大きな理由は、改革開放後における祭りを行う側の意識の変化にあるのではないだろうかと。すなわちかつて祭りの目的の一つであった、神に対して人や家畜を守り、収穫を祈るということが現在ではあまり信じられておらず、復活するための切実な理由がないということ、集落全体でそれを祈る行事をことさら行わなくても何ら支障がないことがこの数十年間の断絶と教育でほぼ証明されてしまったこと、また「ガル」などの村全体の大規模な祭りを行うことで確認されていた共同体への帰属意識の確認といった精神的な機能が欠落してしまっているのではないか。また蒲渓村についていえば、祭りの担い手が少ないという要因もある。1983年以降、出稼ぎが復活して一層盛んになってからは、2、3月から9、10月頃まで壮青年男性のほとんどは村にいない。これは、7月の「ラセ」を復活させている河壩村が現在は出稼ぎをほとんど行っておらず、それにともなうように住民の間から祭り復活の動きが自然とおきてきたという事情と大きく異なっている。

ともかく40年あまりに及ぶ中断は、伝統文化がそのまま復活するには長すぎた年月であ

った。伝統文化に対する意識の伝承がほとんどとぎれてしまい、その継承については、伝える側も伝えられる側も困難に直面している。伝える側においては、かつての年中行事や儀礼を実際に経験し、再現できるほどの記憶や知識をもつのは年齢的に60歳代以上の老人に限られ、その数は日増しに減少し、伝えるべき内容も次第に記憶が薄れている。また伝統文化の中心的な伝承者であった「シェグ」（宗教職能者）は、過去の政治運動の過程で厳しい批判を受けたために、集落によってはすでに全くなくなってしまっており、あるいは高齢であるにもかかわらず後継者がおらず、「シェグ」の死とともにその文化も消滅しようとしている³⁾。というのも固有の文字を持たないチャン族においては、民族の歴史や宗教を語った経典や儀式の術はすべて口頭によって師から弟子へと伝承してきたからである。また過去の政治運動のなかで、チャン族の精神文化のシンボルともいえる「ナヘシ」が破壊され、「シェグ」の種々の法器も焼かれてしまった。

一方、伝えられる側にとって、40歳代以下の者は、伝統の祭りや儀礼をほとんど経験しないまま共和国下の教育を受けて成長した。言語についていえば、民族の基本的な文化であるチャン語という固有の言語の伝承すら危うくなっている。歴史的に漢族との接触の多かった東部地域や南部地域の沿道に立地する集落の中には、チャン語を話せない世代も少なくない。彼らの日常会話は漢語であり、テレビやラジオの普及によって現代の漢文化的な浸透はいつそう急である。さらに近年の社会的風潮でもある経済発展への志向は、伝統文化への回帰よりも漢族を中心とした経済圏への参加を急務としている。すなわち40歳代以下の者には、時代の影響から民族意識の伝承が欠如していること、さらに近年の経済発展優先の風潮において自民族の文化や伝統、言語に対する思いや必要性の意識が年齢の高い世代とはかなりの差があることが特徴としてあげられる。

しかしながらこの10年あまりの間に、新たな伝統回帰への動きも生まれている。背景には、チャン族の一部地域ではサンショウやリンゴなどの栽培が軌道にのって経済的豊かさを享受し始め、さらに少数民族優遇政策の実施によって民族としての自信をもつようになったこと、またこれとは逆に共産党政治下の道徳的規範がゆらいでしまい新たな規範が求められていることなどがある。すなわちチャン族内部から、自民族意識の強調や自民族の文化を見直そうとする動きがみられるようになったのである。チャン族地区のあちこちで廟の再建が始まられ、村の伝統行事の一部が復活されている。さらに阿壩藏族羌族自治州人民政府も、チャン族の伝統の新年である10月1日の「羌暦年」を1988年に復活させ、その日を州の祝日と制定し、一部地域でチャン語を学ぶ教育を試験的に開始させている。少数民族優遇政策の中で育ちつつある若い世代の自民族意識にもとづいて、新たな伝統文化の構築がめざされているといえるのではないだろうか。

2. 祭山会「ガル」(イラスト26、27)

では、チャン族における伝統文化とはどのようなものであったのだろうか。かつて最も盛大に行われた「ガル」の祭りの特徴から考察する。

蒲渓村では「ガル」の祭りが行われなくなって40年あまりが経過した。村の古老たちはそれがどんなに盛大であったかということをしばしば口にし、またかつて「ガル」を行うことで経験し、共有したある意識を次の世代に継承しなければならないと感じている。というのも、その意識は日常次元ではなかなか感じることができないが、彼ら固有の民族として重要であると感じられているからである。以下では、1994年2月8日と9日（新暦3月13日と14日）に大蒲渓で再現された「ガル」の祭りを事例として、その意識について考えていく。

なお村の祭祀活動が行われていた廟は、人民共和国成立後に小学校になり、1994年初めに新しい廟が小学校の裏手に建てられた。そこはかつて白石「ウルピ」を祀った「ラヘシ」があった場所である。「ラヘシ」はチャン族の伝統的な祭祀場である。韓姓と王姓の2大姓から構成される大蒲渓は、「ラヘシ」を両集団の共同の祭祀場として、また集落運営の場として毎年定期的に集会を開き、山間の厳しい自然環境や外部からの侵入に備えた。

1994年の「ガル」は、つぎのように行われた（図33）。

2月8日、早朝から、シピの王久清を中心に準備された供物はつぎのとおりである。小麦粉で型どった「SUZU」（チャン族の聖山である「雪龍皇山」に代表される山と山梁）・「MUNHE」（地）・「BORO」（動物）・「BIRYO」（神々）など。麦藁で作った「PO」（樹木）・「ROBO」（神馬、白紙をつける）・「ME」（災いを払うための人がたを表す）。神の通る道に置き、牛やヤギなどの家畜を表す9個の小石、梯子を形づくる小枝「IDE」、コノテガシワ「URU」、チンク一麦「ZU」、白紙「ZUSA」、酒など。

12:00 シピたちが廟内の神像の前で、9個の小石や小枝などで「神々の道」を作る。

12:45 コノテガシワを燃やす。廟内の神々に線香を上げ、酒をまく。シピたちの読経が始まる。シピが招く神々は、成都から灌県、汶川県を経て理県の蒲渓村に至るまでの各村々の寨神と山神である。読経の途中でたびたびチンク一麦や酒を撒く。別のシピはコノテガシワを燃やし、その白煙で廟内の四方や入り口を淨める。広場では、党書記が住民たちに「ガル」の祭りの手順を説明する。その後、住民は酒を飲み、「鍋庄舞」を踊る。

16:00 犠牲用の黒の牡牛1頭と2匹の黒の牡ヤギを若者が上寨の水源まで引いて行く。地面に酒をそそぎ、経を唱えて水神を祀る。水源から汲んだ水を牛とヤギの全身に数度かけて淨める。

17:00 廟前に牛とヤギを引いて来る。シピが経を唱えながら、牛とヤギの全身にコノテガシワの白煙をかける。牛を跪かせ、その背に犁型を乗せてチンク一麦を撒く。シピと住

民の間で、シビが住民を代表して問い合わせ、住民が玉皇大帝と西天仏祖に成り代わって答えるという、つぎのような問答が行われる。

シビ「玉皇大帝は2匹のヤギと牛を受け取られたか」

住民「受け取った」

シビ「(犠牲は) 完全でありましたか」

住民「完全だ」

シビ「(犠牲は) 無事でありましたか」

住民「無事だ」

シビ「(犠牲は) 清められておりましたか」

住民「清められていた」

シビ「受け取られましたか」

住民「受け取った」

場所を廟前から小学校の広場に移動。経を読み、再びシビと住民の間で問答を行う。

シビ「蒲渓十寨の住民たちよ、私は外地の食糧や富をすべてこの地にもたらしたか」

住民「もたらした」

シビ「私のこの牛は全身の器官がすべて揃っているか」

住民「完全だ」

シビ「今回の祭りを全村の老若男女は喜んで満足しているか」

住民「喜んでいる、満足している」

18:00 シビたちは、廟に戻って翌朝まで経文を唱え続ける。住民は広場で酒を飲み、「鍋庄舞」を踊る。

21:30 シビが、酒をたらしたコノテガシワの枝を自分の体の足、腹、頭、全身の順にあてて淨める。藁で作った人形も同じ手順で淨め、人型を壁に掛ける。シビは今日から3日間、唐辛子・ソバ・「酸菜」を口にしない。

2月9日

9:00 シビ、若者に引かれた牛とヤギ、住民が列をなして、村の周囲をつぎの順に回る。廟（玉皇大帝など）→下寨の水源（水神）→上寨の水源（水神）→かつて白石の塔があつた、神山の麓（山神）→大石（石神）。以上の5カ所では、酒と食物（[pis]・[mumu]・リンゴ・ゆで卵など）を家ごとに神に捧げる。シビはコノテガシワを燃やし、経を唱える。

10:30 大石のある所で住民全員が供物を分け合って飲食する。若者が牛と相撲する。

10:40 廟をはさんで、崖の上の男性たちと下の広場の女性たちとの間で歌による掛け合いが始まる。

11:00 広場でシビが経を唱え、犠牲の牛とヤギを殺して神に捧げる。

12:30 犺牲の牛1頭とヤギ2匹、数日前に殺しておいたブタ1頭の肉を調理して、住民

全員に分配する。住民は広場で酒を飲みながらこれを食べる。

2:00 広場でシピの読経の後、酒樽が開かれる。5つの各集落を代表する12人が男女、乞食、老人などに扮し、手に棍棒などを持って現れる。2組に分かれ、戦闘場面を演じる。最後に藁製の人型を木に掛け、銃で打ち落し、棒で打つ。これは、外敵の首領を象徴する人型を撃退し、またシピが経を唱えることで村のすべての病魔や災難を人型の身体に集め、持ち去らせることを意味するという。村の歴史の再現である。かつてトウモロコシが導入される以前は、蒲渓村がチンクー麦やソバを最も良く産し、土地も平坦であったため、しばしば外敵の襲撃を受けた。祖先は土地と食料を守るために戦い、ついに勝利した。これは蒲渓村でのみ行われる演目である。

3:00 廟裏手の崖上の木に犠牲牛の内臓や肉を吊し、男達が銃で打ち落とす競技を行う。

4:00 広場では住民による「棒引き・輪抜け・後尾取り」などの遊びが始まる。その後、夜半まで「鍋庄舞」が続く。

以上によれば、蒲渓村の「ガル」には2つの性格が指摘できる。第1は、春の耕作を始める前に、神に一年間の順調な天候と豊作を祈願する農耕儀礼としてのそれである。対象となる神の中心は山の神であり、それは天にあっては天の神=玉皇大帝、山にあっては山の神、家にあっては房神となる。神は春に天より地に降り、秋に再び天に戻る。農耕儀礼としての側面は、「ガル」の前半部分で行われるシピによる読経や犠牲の牛に対する儀式によく表われており、それはかつて彼らの主作物であったチンクー麦の栽培に関わる、古くからの儀礼であると考えられる。伝説によれば、2月の初戌の日に「ガル」を行うのはチンクー麦の種が犬(戌)によってこの地に初めてもたらされたからだという。そのため儀式においては、現在ではわずかしか栽培されなくなったチンクー麦が必ず用いられる。

いま一つの性格は、蒲渓村という地域集団を強調し、それへの帰属を意識させることを目的とした点である。彼らは2つの地域を示すことによって自分たちを他者と区別し、正当化している。地域の第一は祭祀圏である。祭りでは、シピの経文により、成都から蒲渓に至るまでの各村々の寨神やそれぞれの山の神が個々に呼び出されるが、それらは彼らの日常生活ではほとんど意識されることのない神々である。しかしその神々の示す地域は、かつて彼らの祖先が暮らしたと伝えられる自分たちの土地であり、祖先はそこを追われて蒲渓にたどり着いたとされている。すなわち経文に示された境界とは、彼らの存在の歴史的な正当化であるといえる。

第2は生活圏である。「ガル」の開始は、大蒲渓を構成する韓姓と王A姓という2つの集団が力をあわせて外敵から自分たちを守ることにある。そのため「ガル」では大蒲渓とその出身者以外の参加を厳しく禁じており、「ガル」の後半ではあらゆる外敵との戦いにおける勝利が演じられている。それはまさに彼らが大蒲渓を占有することの正当化であり、「ガル」が行われる最大の理由であったものと思われる。

逆にいえば、「ガル」がなかなか復活されないのは、その実施の大きな理由であった「地域集団」、すなわち生活圏というものが変化してきていることにあるのではないだろうか。かつて大蒲渓の住民は、ほとんど大蒲渓という地域集団の中で衣食住の要求をみたし、暮らしていた。出稼ぎという形で一時的に集落を出ることはあっても、それは必ず戻ってくることを原則とした。そのために大蒲渓という場所への一体感を高め、それを守ることが必要であり、それを体現するものが「ガル」であったと考えられる。しかしこの半世紀に及ぶ祭りの断絶は、それについての民族の記憶をほとんど無に近いものにしてしまった。さらにそれを行うべき生活圏、あるいは生活のサイクルといったものに、近年は個人によってかなりの差がみられるようになった。より多くの現金収入を得るために成人男性のほとんどが一年の半分以上の期間、家を空けて出稼ぎに行き、その出稼ぎ先、期間、収入なども個人によってまちまちである。かつては地域集団を守るためにその閉鎖性を強める必要があったが、現在は住民の経済的向上のために、他地域への交通の便をよくしてその開放性を高めなくてはならなくなっている。

ところで大蒲渓では、「ガル」の再現にあわせるように廟が再建された。現代化された伝統文化の構築という意味の新しい動きといえるだろう。

おわりに

人民共和国の成立、文化大革命、改革開放という政治的な激変を経て、蒲渓村の年中行事も大きく変化した。かつて最も盛大に行われていた祭山会「ガル」は 50 年代を最後に 30 年以上行われず、その他の民族伝来の祭りもほとんどが中断された。30 年という年月は、伝承者一世代分の空白を意味し、伝承する側にとってもされる側にとっても大きな意識上の溝である。村内では中心地であった大蒲渓でしか行われず、住民の帰属意識を確認する場であった「ガル」は、地域における大蒲渓が経済的に後進地となり、政治的な発言力も相対的に低下していることから、かつての中心地としての地位を誇示するという意味を失ってしまった。それは同時に蒲渓郷を表象するものの喪失でもある。彼ら自身が何を民族のアイデンティティを表象するもの、すなわち伝統文化として提起するのか、あるいはそのようなものを必要としないのか、興味深い問題である。

註

- 1) 10 月 1 日は、漢族の風習では祖先を祀る「鬼節」であり、また耕牛をねぎらう日でもある。成都では「十月朔日、人家祀祖先、折紙衣焚之、謂之“送寒衣”。鄉間以糯米搗染祀牛神、謂神是日誕。」〔『重修成都県志』十六卷・清 同治十二年刻本〕、灌県（現在の都江堰）でも「朔日、居民蒸糯米作餌、名曰“糍粑”、并以飼牛、報其力也。」〔『灌県志』十八卷・民国二十二年鉛印〕とある〔丁世良等主編『中国地方志民俗資料匯編 西南卷 上巻』書目文献出版社 1989 : 2, 58〕。

第5章 蒲溪村の年中行事と祭山会「ガル」

- 2) 汶川県雁門郷では、経文「シ（息）を唱える時、岷江流域の南は汶川県綿池から北は松潘県と雜谷腦流域の理県通化、薛城の各寨の山神を招く。山神は、汶川雁門郷羅葡寨、巴川、青坡が「チグン（赤格西）」、松潘県日滋が「サツシ（散察西）」「ルウウシ（爾勿矣西）」、理県通化が「イゴシ（易国西）」、茂県南興郷石鼓が「ドニュシ（独女西）」などである。各寨の寨盤業主神（寨を開いた者を神）、例えば羅葡寨は「ルドジ（如的基）」、巴川は「シュジャジ（学家基）」を招く。汶川県龍溪郷では、経文『アプチャ（阿補齊雅）』によって23寨の寨盤業主神を招く。寨神は比亞多寨では「クラジ（苦勒吉）」と「サダジ（沙達吉）」である。[四川省編輯組 1986：146-150]
- 3) 2002年7月、茂県で『2002古羌文化学術研討会』（組織委員会主任・中国儺戲学研究会会长曲六乙）が開催された。茂県黒虎郷や汶川県木卡郷、甘堡郷などからシピが招かれ、7月25日（農暦6月16日）茂県黒虎寨郷鷹嘴河壠で祭山会（転山会）が行われた。「黒虎寨祭山会（転山会）祭祀活動簡介」[中国古羌文化学術研討会組委会学術委員会編輯組編 2002：142-145]によれば、天神塔で転山祭祀を行い、「太平保護経」がよまれ、法術、「鎧甲舞」などの舞踏が演じられた。シピが高齢化し、服飾が不完全で、法術の多くが失われてしまったとあるが、羌寨やシピなどは観光資源として注目されており、現状ではこのような動きは伝統文化の保存の一つの方法として有効であろう。なお「羌族釋比図譜経巻《刷勒日》」も写真で紹介されている。